

平成 29 年度東京都島しょ地域における
環境物品等調達方針(公共工事)

平成 2 9 年 1 2 月

東 京 都

目 次

第1	基本的事項	P 1
1	目的	P 1
2	根拠規定	P 1
3	適用範囲	P 1
4	基本的考え方	P 1
第2	調達方針	P 3
1	調達する環境物品等	P 3
2	環境物品等の調達目標	P 4
3	環境物品等の調達手順	P 5
4	工事の種類に応じた環境物品等の調達に関する指針	P 7
	提出書類の様式	P 4 3
	特記仕様書記載例	P 5 5
	用語の定義	P 5 9

第1 基本的事項

1 目的

本方針は、島しょ地域で施工する公共工事における資材（材料及び機材を含む。以下同じ。）、建設機械、工法、目的物などについて、環境物品等の使用及び環境影響物品等（原材料の調達や製造に環境破壊を伴うもの、使用することにより環境に悪影響を与えるもの、エネルギーや資源を浪費するものなどをいう。以下同じ。）の使用抑制に関し必要な事項を定め、これに基づく環境物品等の使用の推進及び環境影響物品等の使用抑制を行うことにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図り、もって現在及び将来の都民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

2 根拠規定

国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（平成12年5月31日法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）第10条及び東京都建設リサイクルガイドライン（島しょ地域版）（以下「ガイドライン」という。）

3 適用範囲

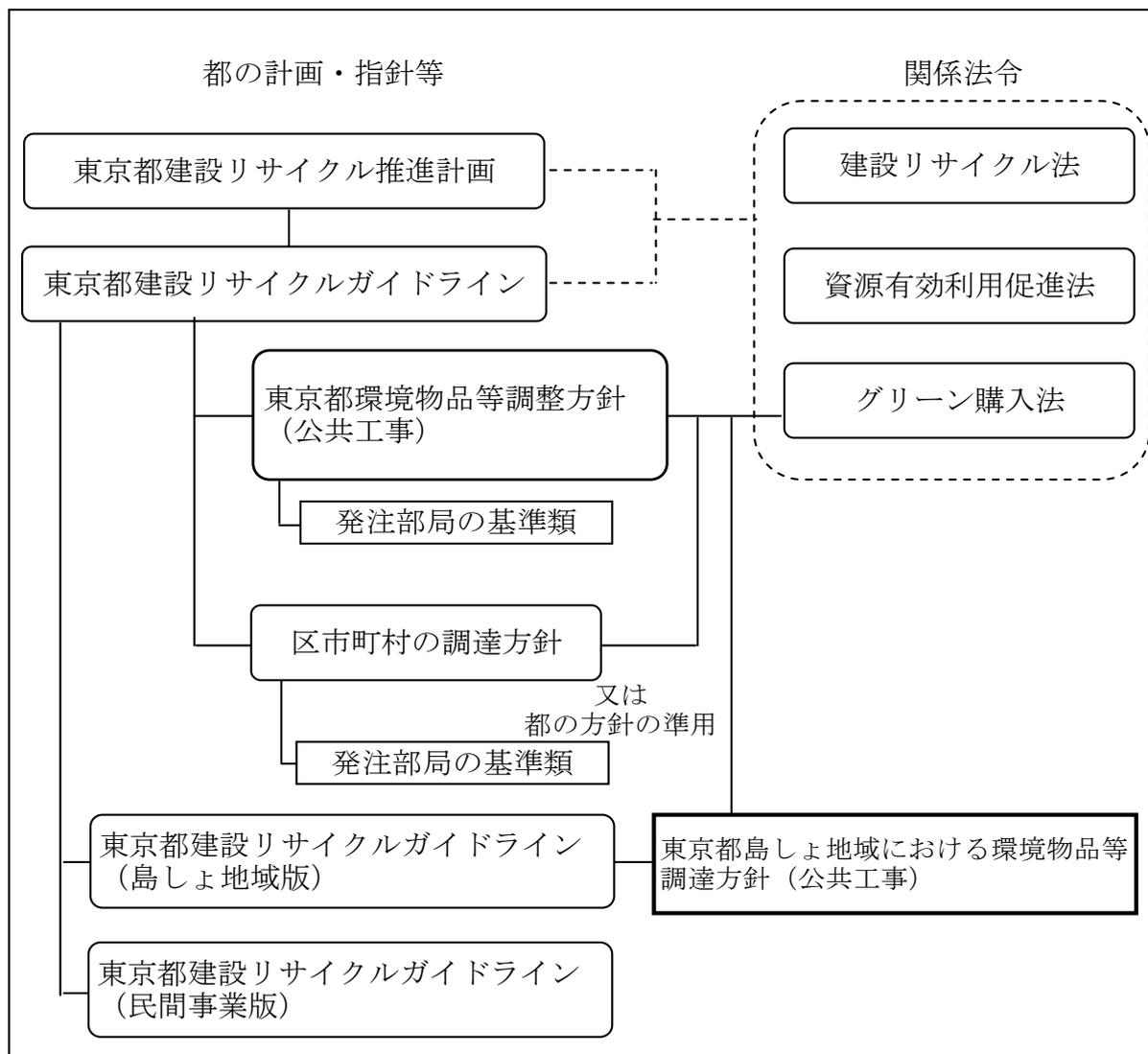
本方針は、都が平成29年度に島しょ地域で施工する公共工事のうち、起工額が500万円以上の建設工事等（解体工事のみの場合を除く。）に適用するものとし、都の監理団体が施工するものを含むものとする。都の報告団体が施工する工事についてもできる限り本方針に基づき環境物品等の使用の推進及び環境影響物品等の使用抑制に努めることが望ましい。

また、町村が発注する工事については、グリーン購入法第10条及びガイドラインに基づき、独自の環境物品等の調達方針（公共工事）を作成し公表することが望ましい。ただし、独自の調達方針が未整備の段階においては、都の調達方針を参考として環境物品等の使用の推進及び環境影響物品等の使用抑制に努めることが望ましい。

4 基本的考え方

①建設資源循環への寄与 環境への負荷の低減に資する資材、建設機械、工法及び目的物の使用を推進し、建設資源循環の構築を図る。
②島内産の資材の活用 島内から産出する岩石、溶岩、火山礫などから製造等される資材、工法及び目的物の使用を推進し、建設資源の循環、自然環境の保全、地場産業の振興等を図る。
③温室効果ガスの削減 最高水準の省エネルギー性能を有する資材、建設機械、工法及び目的物、及び、再生可能エネルギーを利活用又は創出する資材、建設機械、工法及び目的物の使用を推進し、温室効果ガスの削減を図る。
④環境影響物品等の使用抑制 原材料の調達や製造に環境破壊を伴うもの、使用することにより環境に悪影響を与えるもの、エネルギーや資源を浪費するもの、外来生物等の環境影響物品等については、使用しない又は使用抑制することとし、都民の健康で安全な生活の確保、自然環境の保全等を図る。 (例) ・フロン含有資材 ・アスベスト含有資材 ・適切に管理されていない森林から伐採された熱帯雨林材や針葉樹材 ・鉛や六価クロムを含む顔料、揮発性有機化合物（VOC）を大気中に排出する塗料や資材 ・六価クロム、水銀、カドミウム、鉛及び難燃剤にポリ臭化ビフェニール及びポリ臭化ジフェニルエーテルを含む資材 ・ホルムアルデヒドやクロルピリホスなどのシックハウス原因物質を放出する資材 ・山砂等を土砂利用工事に使用する場合 ・製造、施工、使用等の過程において、温室効果ガスを大量に発生するもの ・その他環境に影響を与えるもの
⑤関係法令の遵守 環境物品等の調達に当たっては、本方針に基づくほか、関係法令並びに都の条例・各種計画・指針類等を遵守若しくは準拠・整合する必要がある。

(図-1) 調達方針の位置づけ



第2 調達方針

1 調達する環境物品等

島しょ地域で施工する都、都監理団体、都報告団体及び町村（以下「都等」という。）が島しょ地域の公共工事において調達する資材、建設機械、工法、目的物などの環境物品等は、グリーン購入法第2条で規定する環境物品等に相当するものとし、公共工事の実施に当たっては、本方針に基づき、島内で調達が可能であり、事業の特性、必要とされる機能・強度・耐久性、供給状況、その利用及びコストを鑑みて、利用することが適当である場合に、特別品目、特定調達品目及び調達推進品目の3品目からなる環境物品等を調達する。なお、3品目において重複するもの又は類似するものがある場合は、特別品目の調達を優先する。

(1) 特別品目

① 特別品目の定義

特別品目は、都が政策として独自に定める環境物品等である。東京都建設リサイクル推進計画などの都の計画で取り組む建設副産物対策や環境負荷軽減策を推進する品目を指定し、目的別に以下の9項目に分類する。

- 1 建設発生土の有効利用を図るもの
- 2 建設泥土の有効利用を図るもの
- 3 建設発生木材の有効利用を図るもの
- 4 熱帯雨林材及び針葉樹材(以下「熱帯雨林材等」という。)の使用を抑制するもの
- 5 コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等の有効利用を図るもの
- 6 廃棄物処理に伴う副産物の有効利用を図るもの
- 7 島内産材料の使用を促進するもの
- 8 温室効果ガスの削減を図るもの
- 9 その他環境負荷の低減に寄与するもの

② 平成29年度に調達する特別品目

平成29年度に調達する特別品目は、P17～P25「特別品目」に掲載されたものを対象とする。

特別品目の調達は、製造事業者等のホームページなどで製品の名称、規格番号、原料供給先・製造場所（会社名）、連絡先、品質規格、単価、申し込み方法等が確認できることなどの要件を満たすものを対象に行う。

③ 製造事業者等の責務

製造事業者等は、自ら率先して特別品目の使用促進及び再生・再々生等を可能とする技術の開発や条件整備に努めるとともに、当該品目の強度、性能、品質等を検証する必要がある場合には、試験施工を行うなど必要な措置を行わなければならない。

また、製造に当たっては、有害物質を使用してはならない。加えて、温室効果ガスの削減等の環境配慮に努める必要がある。

(2) 特定調達品目

① 特定調達品目の定義

特定調達品目は、国がグリーン購入法に基づき策定する「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（以下「国の基本方針」という。）のうち、「公共工事」に分類される資材、建設機械、工法、目的物などの環境物品等と原則として同じものとする。ただし、都等で調達することが適当でないものは除くこととし、用語の表現や仕様等の一部については都独自の表現に改める。

② 平成29年度に調達する特定調達品目

平成29年度に調達する特定調達品目は、P26～P42「特定調達品目」に掲載されたものを対象とする。

(3) 調達推進品目

① 調達推進品目の定義

調達推進品目とは、以下に該当するものをいう。

国の基本方針の更新時に応募したが審査の結果採用されずさらに検討を行うものとして残ったものであり、「グリーン購入法に係る公共工事の特定調達品目候補群」(以下「ロングリスト」という。)に掲載され公表された資材、建設機械、工法及び目的物。(環境省のホームページを参照)

<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html>

(注)

ロングリストは4種類に分類されており、それぞれの基本方針に採用されなかった理由が示されているので、これを採用する場合には、この点を十分認識した上で調達する必要がある。

グループE：期待される環境負荷低減効果が十分か、継続的な検討が必要と考えられるもの

グループQ：JIS・JAS等の公的基準に適合していないなど、品質確保について不確実性が残ると考えられるもの

グループS：特定調達品目に指定することにより本品目の普及を図ることができるか、継続的な検討が必要と考えられるもの

グループC：比較対象品と比べてコストが高いと考えられるもの
普及とともに比較対象品とコストが同程度になる見込みを確認する必要があると考えられるもの

都各局の新材料や新工法に関する取扱要領等により公募・評価のうえ採用された環境物品等に相当する資材、建設機械、工法及び目的物であり、各局のホームページに掲載されているもの。

国(国土交通省)の「官庁施設の環境保全性に関する基準」に記載されている環境物品等に相当する資材、建設機械、工法及び目的物。

環境省のホームページ(環境ラベル等の紹介ページ)に掲載されている環境ラベル等の実施元が認定しているもののうち、環境物品等に相当する資材、建設機械、工法及び目的物。(「環境ラベル等データベース」のホームページを参照)

<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/index.html>

(掲載例)

・エコマーク・エコ商品ねっと・エコリーフ環境ラベル・PCグリーンラベル・その他

なお、環境省のホームページには、特定調達品目に対応した製品の検索先やグリーン購入の取組事例等が掲載されている。

(「グリーン購入法特定調達品目情報提供システム」のホームページを参照)

<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/gpl-db/index.html>

(注：平成29年4月1日現在運用休止中)

(「グリーン購入法取組事例データベース」のホームページを参照)

http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/jirei_db/index.html

国(国土交通省)の「新技術情報提供システム」(NETIS)に登録されている環境物品等に相当する資材、建設機械、工法及び目的物。

(「新技術情報提供システム」(NETIS))

<http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/NewIndex.asp>

(財)建材試験センターその他の公的機関が運用する新材料等の登録制度などの対象となっているもののうち、環境物品等に相当する資材、建設機械、工法、目的物。

他の道府県等が運用する環境物品等の登録制度などの対象となっている資材、建設機械、工法及び目的物。

建設業団体が団体独自の環境物品等を定めている場合はその品目、また、当該工事を請け負う建設業者がISO14001を取得するなど環境管理システムを有しており、会社独自の環境物品等を定めているもの。

② 平成29年度に調達する調達推進品目

平成29年度に調達する調達推進品目は、上記①に該当する品目を対象とする。

2 環境物品等の調達目標

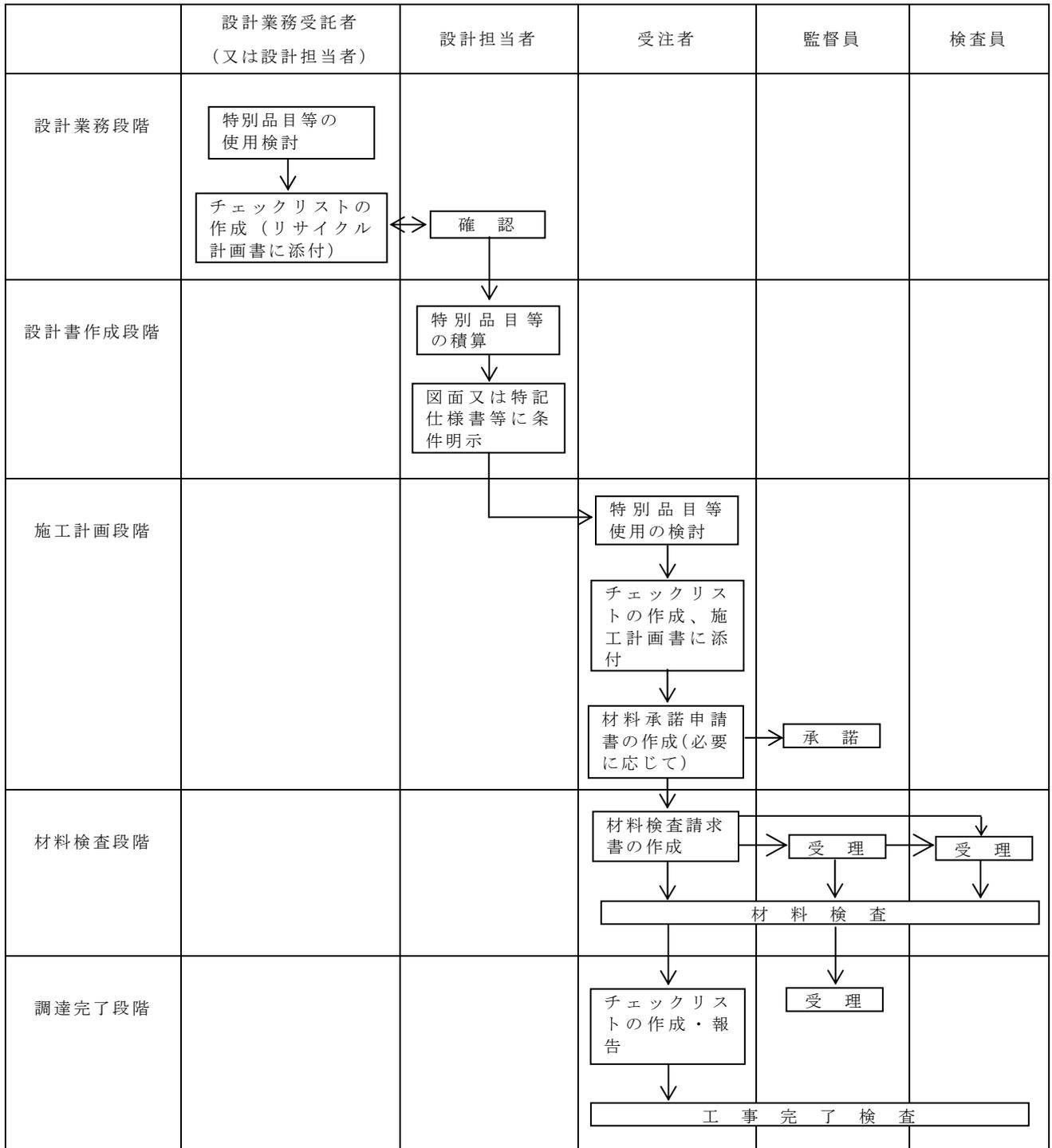
調達目標は、この基準に基づき最大限に環境物品等の調達を行うことをもって目標とし、今年度以降の調達実績を踏まえて定量的な目標のあり方について検討していくものとする。

3 環境物品等の調達手順

都等が公共工事において調達する資材、建設機械、工法、目的物などの環境物品等である特別品目、特定調達品目及び調達推進品目は、以下の手順により調達するものとする。

<p>(1) 設計業務段階の取組</p>
<p>①設計者又は設計業務受託者は、設計基準、材料使用規定、管理者条件（占用（使用）工事の場合）等に照らし合わせて、特別品目の使用が可能な場合は、特別品目を選択する。</p>
<p>②発注部局の事業に係る施策等において、特別品目、特定調達品目又は調達推進品目を使用する必要がある場合は、それを選択することができる。</p>
<p>③設計業務受託者は、設計業務の完了時に、特別品目、特定調達品目及び調達推進品目の選択の結果について、特別品目の具体的品目を選択する場合は「環境物品等（特別品目）使用予定（実績）チェックリスト」を、特定調達品目の具体的品目を選択する場合は「環境物品等（特定調達品目）使用予定（実績）チェックリスト」を、調達推進品目の具体的品目を選択する場合は「環境物品等（調達推進品目）使用予定（実績）チェックリスト」を作成（チェックリストは都のホームページからダウンロードするなどして入手する。）し、「リサイクル計画書」に添付して設計担当者に提出する。 設計担当者は、設計業務受託者より提出された上記リストにより、意図した環境物品等が適切に選択されているか確認を行う。 (都のホームページ掲載箇所) http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/seisaku/recy/recy_guido04.htm</p>
<p>(2) 設計書作成段階の取組</p>
<p>①設計担当者は、特別品目、特定調達品目又は調達推進品目を設計段階で指定して使用する場合には、その品目名、使用部位等を図面又は特記仕様書等に明示する。</p>
<p>②特定調達品目のリストを図面又は特記仕様書等に添付し（ホームページでの確認としてもよい。）、リスト内の品目が当該工事で使用が可能な場合は、その使用に努めることを明示する。</p>
<p>③調達推進品目の定義を図面又は特記仕様書等に添付し（ホームページでの確認としてもよい。）、受注者が希望する場合、当該調達推進品目の性能、使用の有効性、品質確保等について証明の上、これを使用できることを明示する。</p>
<p>(3) 施工計画段階の取組</p>
<p>①受注者は、図面又は特記仕様書等に特別品目、特定調達品目又は調達推進品目の具体的品目が明示されている場合には、これを使用する。</p>
<p>②受注者は、図面又は特記仕様書等に特定調達品目のリストが明示されており、リスト内の品目が当該工事で使用が可能な場合は、その使用に努め、その使用に当たっては、必要に応じて監督員の承諾を得る。</p>
<p>③受注者は、図面又は特記仕様書等に調達推進品目の定義が明示されている場合において、調達推進品目の使用を希望する場合は、当該調達推進品目の性能、使用の有効性、品質確保等について証明し、監督員の承諾を受けた上で使用することができる。</p>
<p>④受注者は、特別品目、特定調達品目及び調達推進品目について品目ごとの「環境物品等使用予定（実績）チェックリスト」を作成（都のホームページからダウンロードするなどして入手する。）し、施工計画書に添付して監督員に提出する。</p>
<p>⑤受注者は、特別品目、特定調達品目又は調達推進品目の各物品等の仕様について、監督員への材料承諾申請手続き、材料検査等を通じて確認を行うものとする。</p>
<p>(4) 調達完了段階の取組</p>
<p>受注者は、環境物品等の調達が完了したときは、使用した環境物品等の種類に応じて、特別品目の場合は「環境物品等（特別品目）使用予定（実績）チェックリスト」を、特定調達品目の場合は「環境物品等（特定調達品目）使用予定（実績）チェックリスト」を、調達推進品目の場合は「環境物品等（調達推進品目）使用予定（実績）チェックリスト」を監督員に提出する。 また、併せて、上記のチェックリストの電子情報を格納した電子媒体等を監督員に提出する。 監督員は、受注者から提出された電子媒体等を当該発注部局の建設グリーン調達担当部署に送付する。</p>
<p>(5) 使用実績調査段階の取組</p>
<p>東京都建設副産物対策協議会（以下「協議会」という。）は、必要に応じて、環境物品等の使用実績等について各発注部局が取りまとめた「環境物品等（特別品目）使用予定（実績）チェックリスト」、「環境物品等（特定調達品目）使用予定（実績）チェックリスト」、「環境物品等（調達推進品目）使用予定（実績）チェックリスト」から得られた情報を活用し、集計、分析、見直し等の検討を行う。</p>

(事務処理フロー)



4 工事の種類に応じた環境物品等の調達に関する指針

都等は、資材、建設機械、工法、目的物など環境物品等の調達に当たっては、工事の種類に応じ、その用途に適した環境物品等を使用するとともに、環境影響物品等の使用を抑制する。

なお、指針によるほか、関係法令並びに都の関係条例・各種計画・指針類等に資材、建設機械、工法又は目的物に関する規定がある場合には、これを遵守若しくは準拠・整合するよう資材、建設機械、工法、目的物など環境物品等の使用及び環境影響物品等の使用抑制に努めるものとする。

さらに、公共工事の計画・設計に当たっては、環境配慮型構造の採用に努めるものとする。

(1) 工事の種類に応じた環境物品等の使用推進

① 土砂利用工事	
○使用する環境物品等 埋立、盛土、築堤、埋戻し等に土砂が必要な工事（以下「土砂利用工事」という。）における土砂の調達に当たっては、使用部位（工種）ごとに以下の環境物品等を使用する。 なお、道路上工事の埋戻し等に使用するものは、道路管理者が定める規則等に適合するものでなければならない。	
盛土材	建設発生土、路盤材等を使用する。また、必要に応じて改良土を使用する。
埋戻材	埋戻し位置により良質土を使用する。また、必要に応じて改良土を使用する。 道路上工事の場合は道路管理者の定める規則、指示等による。
養浜材	しゅんせつ土を使用する。
○環境物品等の調達方法	
現場内利用による調達	土砂の調達に当たっては、現場内利用を最優先する。
工事間利用による調達	土砂の調達に当たり、現場内利用だけでは不足する場合は、工事間利用により調達するものとする。

② 陸上処分場における廃棄物埋立	
○使用する環境物品等 陸上処分場における廃棄物の埋立に当たっては、覆土材等の使用部位ごとに下記の環境物品等を使用する。	
覆土材	都関連工事から発生する建設発生土を使用する。
作業用道路造成材	都関連工事から発生するコンクリート塊を加工したもの（直径30cm程度）を使用する。

③ 舗装工事	
○使用する環境物品等 舗装工事で路盤、舗装等に碎石やアスファルト混合物等を使用する場合は、原則として以下の環境物品等を使用する。 なお、道路上工事の舗装等に使用するものは、道路管理者が定める規則等に適合するものでなければならない。	
路盤材	再生クラッシュラン、再生粒度調整碎石又は再生アスファルト処理混合物を使用する。
車道舗装材 （表層・基層）	再生加熱アスファルト混合物又は供給状況を考慮して熔融スラグを用いた再生加熱アスファルト混合物を使用する。
歩道舗装材	再生加熱アスファルト混合物を使用する。
○環境配慮型構造（設備）の採用	
環境配慮型舗装	透水性舗装などの環境配慮型の再生利用技術等の開発に努める。

④土木工事

○使用する環境物品等

土木工作物の建設工事で資材、建設機械、工法又は目的物を使用する場合は、原則として環境物品等を使用するものとする。

なお、道路上工事の構造物に使用するものは、道路管理者が定める規則等に適合するものでなければならない。

基礎	基礎には再生クラッシュランを使用する。
躯体本体	地域の供給体制に留意しつつ、土木工事で捨コンクリート等を使用する場合において、調達可能な場合は、「再生骨材Lコンクリート」の使用を、無筋コンクリート構造の築造物にレディーミクストコンクリートを使用する場合において、調達可能な場合は、「再生骨材Mを用いたコンクリート」の使用を、鉄筋コンクリート構造の築造物にレディーミクストコンクリートを使用する場合において、調達可能な場合は、「再生骨材Hを用いたレディーミクストコンクリート」の使用を推進する。
	均し（捨て）コンクリート等を使用する場合において、調達可能な場合は、原則として、「エコセメントを用いた均し（捨て）コンクリート等」を使用する。
	躯体本体工事で無筋コンクリート構造物又は鉄筋コンクリート構造物にレディーミクストコンクリートを使用する場合において、調達可能な場合は、「エコセメントを用いたレディーミクストコンクリート」を使用する。
	躯体本体工事でコンクリート二次製品を使用する場合において、当該躯体本体工事用の材料として適合するものの調達が可能な場合は、原則として、「エコセメントを用いたコンクリート二次製品」を使用する。
	現場内利用や工事間利用により調達が可能な場合には、護岸、護床、路盤、基礎、裏込め等にはコンクリート塊を加工したコンクリート再生砕石等を使用する。
	コンクリート型枠には環境配慮型型枠を使用する。
	横断防止柵、転落防止柵、その他木材の使用が可能なものは都内産木材（間伐材を含む。）を使用する。
	島内産の原料（岩石、溶岩、火山礫等）を使用した資材を使用する。
その他の特別品目、特定調達品目、調達推進品目の使用を推進する。	
その他	土木設備等は、温室効果ガスの削減に資する資材、建設機械、工法又は目的物を使用する。

○環境配慮型構造の採用

道路工事	地域特性に応じて必要がある場合は、構造耐力に十分配慮しつつ多自然型の構造を採用するものとし、生物多様性に配慮する。
	雨水を浸透させ雨水循環による自然環境保全を図るべきところに雨水浸透型（流出抑制型）の排水施設を採用する。
	道路施設で木材が使用可能な場合で、かつ、都内産木材の調達が可能な場合において、試験的に都内産木材（間伐材を含む。）を使用することが可能な場合は、これを試験施工として使用する。
	道路施設で均し（捨て）コンクリート等を使用する場合において、調達が可能な場合は、原則として、「エコセメントを用いた均し（捨て）コンクリート等」を使用する。
	道路施設で無筋コンクリート構造物又は鉄筋コンクリート構造物にレディーミクストコンクリートを使用する場合において、調達が可能な場合は、「エコセメントを用いたレディーミクストコンクリート」を使用する。
	道路施設でコンクリート二次製品を使用する場合において、道路工事用の材料として適合するものの調達が可能な場合は、原則として、「エコセメントを用いたコンクリート二次製品」を使用する。
	歩道の植樹帯及び緩衝帯（バッファゾーン）等では緑の量をできる限り確保するとともに、必要がある場合は、植栽材料には地域特性に配慮する。
	薬剤散布、施肥、せん定等を最小限に抑制できるなど植栽管理の容易な植栽材料を使用する。

河川、用水路工事	敷地等に余裕があるなどの場合は、治水安全度に十分配慮しつつ、多自然型で親水性の高い河川工法等を採用する。また、水生生物や水辺生物が生息しやすい構造にするものとし、必要に応じて魚道を設けるなど、生物多様性に配慮する。
	護岸、護床、転落防止施設等で木材が使用可能なものには都内産木材（間伐材を含む。）の使用を検討する。
	河川、用水路工事で均し（捨て）コンクリート等を使用する場合において、調達可能な場合は、原則として、「エコセメントを用いた均し（捨て）コンクリート等」を使用する。
	河川、用水路工事で無筋コンクリート構造物又は鉄筋コンクリート構造物にレディーミクストコンクリートを使用する場合において、調達可能な場合は、「エコセメントを用いたレディーミクストコンクリート」を使用する。
	河川、用水路工事でコンクリート二次製品を使用する場合において、河川、用水路工事用の材料として適合するものの調達が可能な場合は、原則として、「エコセメントを用いたコンクリート二次製品」を使用する。
	必要がある場合は、植栽材料には地域特性に配慮する。
	薬剤散布、施肥、せん定等を最小限に抑制できるなど、植栽管理の容易な植栽材料を使用する。
公園、緑化工事	構造耐力に十分配慮しつつ多自然型の構造物（擁壁、法留、水路等）を採用するなど、生物多様性に配慮する。
	雨水を浸透させ雨水循環による自然環境保全を図るべきところに雨水浸透型（流出抑制型）の排水施設を採用する。
	必要がある場合は、植栽材料には地域特性に配慮する。
	公園施設で木材の使用が可能なものは、都内産木材（間伐材を含む。）を使用する。
	公園、緑化工事で均し（捨て）コンクリート等を使用する場合において、調達可能な場合は、原則として、「エコセメントを用いた均し（捨て）コンクリート等」を使用する。
	公園、緑化工事で無筋コンクリート構造物又は鉄筋コンクリート構造物にレディーミクストコンクリートを使用する場合において、調達可能な場合は、「エコセメントを用いたレディーミクストコンクリート」を使用する。
	公園、緑化工事でコンクリート二次製品を使用する場合において、公園、緑化工事用の材料として適合するものの調達が可能な場合は、原則として、「エコセメントを用いたコンクリート二次製品」を使用する。
薬剤散布、施肥、せん定等を最小限に抑制できるなど植栽管理の容易な植栽材料を使用する。	
上下水道工事	下水道の管工事に当たっては、適合する材料の調達が可能な場合は、スーパーアッシュを含むコンクリート二次製品の管材料等を使用する。
	水道の管工事に当たっては、耐久性及び漏水防止・鉛溶出防止効果のある管材料を使用する。
	上下水道工事で均し（捨て）コンクリート等を使用する場合において、調達可能な場合は、原則として、「エコセメントを用いた均し（捨て）コンクリート等」を使用する。
	上下水道工事で無筋コンクリート構造物又は鉄筋コンクリート構造物にレディーミクストコンクリートを使用する場合において、調達可能な場合は、「エコセメントを用いたレディーミクストコンクリート」を使用する。
	上下水道工事でコンクリート二次製品を使用する場合において、上下水道工事用の材料として適合するものの調達が可能な場合は、原則として、「エコセメントを用いたコンクリート二次製品」を使用する。
	薬剤散布、施肥、せん定等を最小限に抑制できるなど、植栽管理の容易な植栽材料を使用する。
港湾工事	生物の生息環境の保全・回復のため、人工砂浜や干潟などを整備するとともに、護岸の形状を緩傾斜型、近自然型等に改善していくなど、生物多様性に配

	<p>慮する。</p> <p>港湾工事で均し（捨て）コンクリート等を使用する場合において、調達可能な場合は、原則として、「エコセメントを用いた均し（捨て）コンクリート等」を使用する。</p> <p>港湾工事で無筋コンクリート構造物又は鉄筋コンクリート構造物にレディーミクストコンクリートを使用する場合において、調達可能な場合は、「エコセメントを用いたレディーミクストコンクリート」を使用する。</p> <p>港湾工事でコンクリート二次製品を使用する場合において、港湾工事用の材料として適合するものの調達が可能な場合は、原則として、「エコセメントを用いたコンクリート二次製品」を使用する。</p> <p>薬剤散布、施肥、せん定等を最小限に抑制できるなど、植栽管理の容易な植栽材料を使用する。</p>
その他の土木工事	<p>トンネル、橋梁、市街地整備、鉄道、軌道、農林、水産、その他の土木工事においても、多自然型、雨水浸透、長寿命化等の環境配慮型構造の採用に努める。また、生物多様性に配慮する。</p> <p>その他の土木工事で均し（捨て）コンクリート等を使用する場合において、調達可能な場合は、原則として、「エコセメントを用いた均し（捨て）コンクリート等」を使用する。</p> <p>その他の土木工事で無筋コンクリート構造物又は鉄筋コンクリート構造物にレディーミクストコンクリートを使用する場合において、調達可能な場合は、「エコセメントを用いたレディーミクストコンクリート」を使用する。</p> <p>その他の土木工事でコンクリート二次製品を使用する場合において、その他の土木工事用の材料として適合するものの調達が可能な場合は、原則として、「エコセメントを用いたコンクリート二次製品」を使用する。</p> <p>薬剤散布、施肥、せん定等を最小限に抑制できるなど植栽管理の容易な植栽材料を使用する。</p>

⑤ 建築工事	
<p>○使用する環境物品等</p> <p>建築物の建設工事で資材、建設機械、工法又は目的物を使用する場合は、原則として環境物品等を使用するものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(建築工事の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎営繕 ・公営住宅 ・医療施設 ・教育施設 ・福祉施設 ・市場施設 ・地下鉄等駅舎 ・港湾施設 ・空港施設 ・廃棄物処理施設 ・浄水場(ポンプ場) ・水再生センター(ポンプ場) ・警察署(交番等) ・消防署(出張所) ・宿泊施設 ・文化施設 ・スポーツ施設 ・その他の公共建築物 </div>	
建築物	<p>基礎（直接基礎を除く。）には再生クラッシュランを使用する。</p> <p>調達が可能な場合には、再生木質ボード類（樹脂混入木材を含む。）、電炉鋼材などのリサイクル鋼材又はオゾン層を破壊しない物質による断熱材を使用する。</p> <p>コンクリート型枠には、環境配慮型型枠を使用する。</p> <p>木材が使用できる部位において、調達が可能な場合に都内産木材（間伐材を含む。）を使用する。</p> <p>地域の供給体制に留意しつつ、捨コンクリート等を使用する場合において、調達が可能な場合は、「再生骨材Lコンクリート」、又は「再生骨材Mを用いたコンクリート」の使用を推進する。</p> <p>地域の供給体制に留意しつつ、鉄筋コンクリート構造の築造物にレディーミクストコンクリートを使用する場合において、調達可能な場合は、「再生骨材Hを用いたレディーミクストコンクリート」の使用を推進する。</p> <p>温室効果ガスの削減に資する資材、建設機械、工法又は目的物を使用する。</p> <p>その他の特別品目、特定調達品目及び調達推進品目の使用を推進する。</p>

	建築設備	特別品目に指定されている電線・ケーブルの使用を推進する。
		オゾン層を破壊しない空気調和設備用冷媒等を使用する。
		温室効果ガスの削減に資する資材、建設機械、工法、目的物等を使用する。
		その他の特別品目、特定調達品目、調達推進品目の使用を推進する。
	外構	コンクリート型枠には環境配慮型型枠を使用する。
		捨コンクリート等を使用する場合において、調達が可能な場合は、原則として、「エコセメントを用いた均し（捨て）コンクリート等」を使用する。
		外構工事で無筋コンクリート構造又は鉄筋コンクリート構造の建築物にレディーミクストコンクリートを使用する場合において、調達が可能な場合は、「エコセメントを用いたレディーミクストコンクリート」を使用する。 なお、当該建築物が、建築基準法（昭和25年法律第201号）第88条第1項及び第2項に規定する工作物である場合は、予め建築主事等と協議する必要がある。
外構工事でコンクリート二次製品を使用する場合において、外構工事用の材料として適合するものの調達が可能な場合は、原則として、「エコセメントを用いたコンクリート二次製品」を使用する。 なお、当該コンクリート二次製品が、建築基準法（昭和25年法律第201号）第88条第1項及び第2項に規定する工作物である場合は、予め建築主事等と協議する必要がある。		
地域の供給体制に留意しつつ、外構工事で捨コンクリート等を使用する場合において、調達が可能な場合は、「再生骨材Lコンクリート」、又は「再生骨材Mを用いたコンクリート」の使用を、鉄筋コンクリート構造の建築物にレディーミクストコンクリートを使用する場合において、調達が可能な場合は、「再生骨材Hを用いたレディーミクストコンクリート」の使用を推進する。 なお、当該建築物が、建築基準法（昭和25年法律第201号）第88条第1項及び第2項に規定する工作物である場合は、予め建築主事等と協議する必要がある。		
薬剤散布、施肥、せん定等を最小限に抑制できるなど植栽管理の容易な植栽材料を使用する。 その他の特別品目、特定調達品目、調達推進品目の使用を推進する。 なお、建築基準法第37条が適用される材料は、予め建築主事等と協議する必要がある。		
○環境配慮型構造の採用		
建築物	周辺環境への配慮	
	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の配慮は、地形の改変を最小限にとどめる等、周辺環境に与える影響の軽減に配慮して計画する。 ・施設内の緑化率を高めること、高反射率塗料・保水性建材の使用等により、熱負荷の低減、地域生態系の保護・育成、ヒートアイランド現象の緩和等を図る。 ・有害物質の排出を抑制する等、大気・水質・土壌などの周辺環境の汚染防止を図る。 ・敷地周辺の景観保存を図る。 	
	負荷の抑制	
	<ul style="list-style-type: none"> ・断熱性の高い工法・資材の採用により、躯体を通した熱負荷の低減を図る。 ・断熱・日射遮蔽性の高い窓ガラスや庇等の採用により、開口部を通した熱負荷の低減に努める。 ・室内で発生した熱や汚染物質の拡散を抑制し、空調・換気量の低減を図る。 	
自然エネルギー利用	<ul style="list-style-type: none"> ・自然光の積極的活用により、照明負荷の低減を図る。 ・自然通風の積極的活用により、冷房負荷の低減を図る。 ・太陽光発電、風力発電、太陽熱給湯、外気冷房、地中熱など自然エネルギーの利用を図る。 	

	<p>エネルギー・資源の有効利用</p> <ul style="list-style-type: none">・エネルギーの有効かつ効率的な利用を図る。・電力負荷の平準化に配慮する。・施設部位に応じた運転制御方式により、搬送エネルギーの最小化を図る。・照明方法、高効率照明器具の採用、施設部位に応じた点灯方式などにより、照明エネルギーの最小化を図る。・雨水又は排水処理水を施設の雑用水の一部として利用すると同時に、各種節水システムを採用することにより、水資源の消費低減に努める。・信頼性が高く、適正な運転管理が可能な管理システムを構築し、施設の消費エネルギーの最小化を図る。
	<p>長寿命化</p> <ul style="list-style-type: none">・階高、床面積、構造耐力、設備スペースなどにゆとりを持たせ、内部機能の変化に柔軟に対応可能で、維持管理が容易になるよう検討する。・耐久性・耐震性等に優れた建築材料・工法の活用により、建築物の長寿命化を図る。・維持管理・更新が容易であるなど合理的耐久性を有する設備機器・システムの採用を図る。
	<p>建設資材の再使用</p> <p>再使用が可能な構造材、内装材及び外装材の使用に配慮する。</p>
	<p>人にやさしい資材</p> <p>クロロピリホス、CCA、クロルデンなどを使用しないものや、ホルムアルデヒド・揮発性有機化合物（VOC）などの発散量の少ない資材を採用する。</p>
建築設備	<p>設備システムの省エネルギー</p> <p>①空気調和の熱源側設備、②空気調和の二次側設備、③機械換気設備、④照明設備、⑤給湯設備、⑥エレベーター設備において、効率的な設備機器のシステム及び制御のシステムを採用する。</p> <p>最適運用のための計量及びエネルギー管理システム</p> <p>建築設備の運転時に、エネルギー利用の効率的な運用を可能にするため①電気、ガス及び冷温熱のエネルギーの量並びに給水量の計量設備の系統別の設置、②ビルエネルギーマネジメントシステム、を採用する。</p>
	<p>水循環</p> <p>水の有効利用及び下水道施設への負荷低減を図るため雑用水利用設備（雨水利用、下水再生水利用、循環利用等）をできる限り採用する。</p>
外構	<p>水循環</p> <p>望ましい水循環の保全を図るため、雨水浸透施設（流出抑制施設）を採用する。</p> <p>緑の量の確保</p> <p>①地上部、②建築物上、において緑の量の確保を図る。</p> <p>多自然型構造</p> <p>構造耐力に十分配慮しつつ多自然型の構造物（擁壁、法留等）をできる限り採用するなど、生物多様性に配慮する。</p> <p>地域固有種等</p> <p>必要がある場合は、植栽材料には地域特性に配慮する。</p> <p>薬剤散布、施肥、せん定等を最小限に抑制できるなど植栽管理の容易な植栽材料をできる限り使用する。</p>

⑥ 設備工事

○使用する環境物品等

設備工事（建築設備以外のプラント工事等をいう。以下同じ。）で資材、建設機械、工法、目的物を使用する場合は、原則として環境物品等を使用するものとする。

なお、道路上工事の構造物に使用するものは、道路管理者が定める規則等に適合するものでなければならない。

（設備工事の例）

- ・トンネル設備 ・水門設備 ・雨水調整池設備 ・発電設備 ・水処理設備 ・汚泥処理設備
- ・ポンプ設備 ・焼却炉 ・燃料タンク ・台貫設備 ・荷揚げ設備 ・港湾設備
- ・その他の設備

基礎等	基礎には再生クラッシュランを使用する。
	コンクリート型枠には環境配慮型型枠を使用する。
	その他の特別品目、特定調達品目及び調達推進品目の使用を推進する。
設備本体	鉛、カドミウム、六価クロム、水銀、ポリ臭化ビフェニール、ポリ臭化ジフェニルエーテルなどを使用しない電線及びケーブルを使用する。特別品目に指定されている電線・ケーブルの使用を推進する。
	温室効果ガスの削減に資する資材、建設機械、工法、目的物等を使用する。
	その他の特別品目、特定調達品目及び調達推進品目の使用を推進する。
外構	コンクリート型枠には環境配慮型型枠を使用する。
	捨コンクリート等を使用する場合において、調達可能な場合は、原則として、「エコセメントを用いた均し（捨て）コンクリート等」を使用する。
	外構工事で無筋コンクリート構造物又は鉄筋コンクリート構造物にレディーミクストコンクリートを使用する場合において、調達可能な場合は、「エコセメントを用いたレディーミクストコンクリート」を使用する。
	外構工事でコンクリート二次製品を使用する場合において、外構工事に用いる材料として適合するものの調達が可能な場合は、原則として、「エコセメントを用いたコンクリート二次製品」を使用する。
	地域の供給体制に留意しつつ、外溝工事で捨コンクリート等を使用する場合において、調達が可能な場合は、「再生骨材Lを用いたコンクリート」、又は「再生骨材Mを用いたコンクリート」の使用を、鉄筋コンクリート構造の築造物にレディーミクストコンクリートを使用する場合において、調達が可能な場合は、「再生骨材Hを用いたレディーミクストコンクリート」の使用を推進する。
	その他の特別品目、特定調達品目及び調達推進品目の使用を推進する。

○環境配慮型構造（設備）の採用

基礎	耐久性、耐震性、耐火性及び保守性に優れた材料、耐久性を高める工法、部分更新可能な構造等の長寿命化に資するものを採用する。
	人体に無害な材料（VOC発生のない資材等）を採用する。
設備本体	できる限り太陽熱発電など自然エネルギー利用の促進に資する設備を採用する。
	できる限りコージェネレーション、燃料電池、バイオマス利用等のエネルギーの効率的利用に資する設備を採用する。
	耐久性、耐震性、耐火性及び保守性に優れた材料、耐久性を高める材料の使い方、交換容易な構造等の長寿命化に資するものを採用する。
	ノンフロン製品を採用する。
外構	構造耐力に十分配慮しつつ、できる限り多自然型の構造物（擁壁、法留等）を採用するなど、生物多様性に配慮する。
	雨水を浸透させ雨水循環による自然環境保全を図るべきところに雨水流出抑制型の排水施設を採用する。
	緩衝帯（バッファゾーン）としてできる限り多く緑の量を確保するとともに、地域特性に応じて必要がある場合は、植栽材料には地域固有種をできる限り使用する。
	薬剤散布、施肥、せん定等を最小限に抑制できるなど、植栽管理の容易な植栽材料をできる限り使用する。

(2) 工事の種類に応じた環境影響物品等の使用抑制

① 土砂利用工事	
環境影響物品等を使用しない品目	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂の調達に当たっては、以下の環境影響物品等を使用しない。 <ul style="list-style-type: none"> ・汚染土壌 ※土壌汚染対策法第5条及び第11条により、「要措置区域」あるいは「形質変更時要届出区域」に指定された区域の土壌をいう。
環境影響物品等の使用を抑制する品目	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂の調達に当たっては、以下の環境影響物品等の使用を抑制する。 <ul style="list-style-type: none"> ・山砂、川砂、海砂

② 陸上処分場における廃棄物埋立	
環境影響物品等を使用しない品目	<ul style="list-style-type: none"> ・覆土材等の調達に当たっては、以下の環境影響物品等を使用しない。 <ul style="list-style-type: none"> ・汚染土壌 ※土壌汚染対策法第5条及び第11条により、「要措置区域」あるいは「形質変更時要届出区域」に指定された区域の土壌をいう。
環境影響物品等の使用を抑制する品目	<ul style="list-style-type: none"> ・覆土材等の調達に当たっては、以下の環境影響物品等の使用を抑制する。 <ul style="list-style-type: none"> ・山砂、川砂、海砂

③ 舗装工事	
環境影響物品等を使用しない品目	<ul style="list-style-type: none"> ・路盤材、舗装材の調達に当たっては、原則として新材（購入材）は使用しない。（島内で調達できない場合は除く。）

④ 土木工事		
環境影響物品等を使用しない品目	有害物質等	アスベストを含む資材を使用しない。 CCA、クロルデン類などの防腐・防蟻材が注入又は塗布された木材を使用しない。
	その他	関係法令等で製造、使用等が禁止されているものは使用しない。
環境影響物品等の使用を抑制する品目	熱帯雨林材等	熱帯雨林材等を使用する場合は、原木の伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的な木材であり、かつ、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものである必要がある。
	鉛や揮発性有機化合物（VOC）	鉛や六価クロムを含む顔料や揮発性有機化合物（VOC）を含む塗料等の使用を抑制する。
	外来種	樹木等の造園材料には外来種の使用を抑制する。特に、地域本来の自然生態を保全・再生・創出すべき地域では外来種は使用しない。 また、外来生物法等の関係法令を遵守するとともに、ギンネム、アカギ、その他の有害な外来生物はできる限り駆除し拡散防止に努める。さらに、それにより発生したせん定枝葉、伐採材等を防護柵等の材料として有効利用する。
	その他	植物防疫法の対象となる動植物やイエシロアリ等の生活環境に影響を与える動植物の防疫に配慮する。 道路照明等はウミガメ等の動植物の生態に配慮した構造・機能とする。 木材の使用においては、都内の森林育成のため都内産木材の有効利用を図る観点から、本来の自然素材を使用していないものの使用を抑制し、自然素材から成る建設資材の使用に努める。 京都議定書の発効に伴い、温室効果ガスの削減等に努める。

⑤ 建築工事		
環境影響物品等を使用しない品目	非飛散性アスベスト	アスベストを含む資材を使用しない。

	CCA、クロルデン類	CCA、クロルデン類など防腐・防蟻材が注入又は塗布された木材は使用しない。
	フロン類	フロン類を含む業務用エアコンディショナー、業務用冷蔵機器及び冷凍機器等は使用しない。
	ハロン	ハロンを含むハロゲン化物消火設備機器は使用しない。
	フロン含有断熱材	フロン類を用いた断熱材は使用しない。
	ひ素又はカドミウムが混入した石膏ボード	ひ素又はカドミウムが混入した石膏ボードは使用しない。
	その他	関係法令等で製造、使用等が禁止されているものは使用しない。
環境影響物品等の使用を抑制する品目	熱帯雨林材等	熱帯雨林材等を使用する場合は、原木の伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的な木材であり、かつ、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものである必要がある。
	鉛や揮発性有機化合物（VOC）	鉛や六価クロムを含む顔料及び揮発性有機化合物（VOC）を含む塗料等の使用を抑制する。
	外来種	樹木等の造園材料には外来種の使用を抑制する。特に、地域本来の自然生態を保全・再生・創出すべき地域では外来種は使用しない。 また、外来生物法等の関係法令を遵守するとともに、ギンネム、アカギ、その他の有害な外来生物はできる限り駆除し拡散防止に努める。さらに、それにより発生したせん定枝葉、伐採材等を防護柵等の材料として有効利用する。
	その他	植物防疫法の対象となる動植物やイエシロアリ等の生活環境に影響を与える動植物の防疫に配慮する。 道路照明等はウミガメ等の動植物の生態に配慮した構造・機能とする。 木材の使用においては、都内の森林育成のため都内産木材の有効利用を図る観点から、本来の自然素材を使用していないものの使用を抑制し、自然素材から成る建設資材の使用に努める。 京都議定書の発効に伴い、温室効果ガスの削減等に努める。

⑥ 設備工事		
環境影響物品等を使用しない品目	有害物質等	アスベストを含む資材を使用しない。 CCA、クロルデン類などの防腐・防蟻材が注入又は塗布された木材を使用しない。
	外来種	樹木等の造園材料には外来種の使用を抑制する。特に、地域本来の自然生態を保全・再生・創出すべき地域では外来種は使用しない。 また、外来生物法等の関係法令を遵守するとともに、ギンネム、アカギ、その他の有害な外来生物はできる限り駆除し拡散防止に努める。さらに、それにより発生したせん定枝葉、伐採材等を防護柵等の材料として有効利用する。
	その他	関係法令等で製造、使用等が禁止されているものは使用しない。
環境影響物品等の使用を抑制する品目	熱帯雨林材等	熱帯雨林材等を使用する場合は、原木の伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的な木材であり、かつ、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものである必要がある。
	鉛や揮発性有機化合物（VOC）	鉛や六価クロムを含む顔料及び揮発性有機化合物（VOC）を含む塗料等の使用を抑制する。
	外来種	樹木等の造園材料には外来種の使用を抑制する。特に、地域本来の自然生態を保全・再生・創出すべき地域では外来種は使用しない。 また、外来生物法等の関係法令を遵守するとともに、有害な外来生物を駆除し拡散防止に努める。

	その他	植物防疫法の対象となる動植物やイエシロアリ等の生活環境に影響を与える動植物の防疫に配慮する。
		道路照明等はウミガメ等の動植物の生態に配慮した構造、機能とする。
		木材の使用においては、都内の森林育成のため都内産木材の有効利用を図る観点から、本来の自然素材を使用していないものの使用を抑制し、自然素材から成る建設資材の使用に努める。
		京都議定書の発効に伴い、温室効果ガスの削減等に努める。

特別品目

【注意事項】

・道路上工事で使用するものについては、道路管理者の定める規則等による。
 なお、特別品目は
 ① 試験施工・評価等が完了しており使用が支障ないもの
 ② 試験施工・評価等が進行中で使用に当たっては道路管理者と協議するもの、
 ③ 試験施工・評価等を今後行うもので試験施工の実施に当たっては道路管理者と協議するもの
 の3種に分かれるため、使用に当たっては道路管理者に相談する必要がある。

・資材の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

(品目分類)	(品目名)	要件	使用用途等
建設発生土の有効利用を図るもの (盛土材、埋戻材等)	建設発生土	・土砂のうち建設工事に伴う掘削工事から発生する土砂であり、そのままの状態でも埋立、盛土、築堤等に使用可能なものであること。	・盛土、埋戻し等に土砂が必要な場合は、その使用を推進する。
	良質土(道路上工事で使用するもの)	・建設発生土のうち、そのままの状態でも道路上工事の埋戻し等に使用できる良質なものであること。	・道路上工事の埋戻し等に良質土が必要な場合は、その使用を推進する。
	改良土	・建設発生土を石灰により、道路上工事の埋戻し等に使用できる状態に改良したものであり、第1種改良土、第2種改良土のいずれかであること。	・盛土、道路上工事の管周りなどの埋戻し等に改良土が必要な場合は、その使用を推進する。
	しゅんせつ土	・港湾等の維持しゅんせつ、工事しゅんせつ等により発生するしゅんせつ土であること。	・養浜材等にしゅんせつ土が必要な場合は、その使用を推進する。
	しゅんせつ土改良土	・港湾等の維持しゅんせつ、工事しゅんせつ等により発生するしゅんせつ土を石灰、セメント等により築堤等に使用できる状態まで改良したものであること。	・盛土等にしゅんせつ土改良土が必要な場合は、その使用を推進する。
熱帯雨林材等の使用を抑制するもの	環境配慮型型枠	<p>・工事の種類、工種、使用部位等に対応する最適なコンクリート型枠を使用するものとし、熱帯雨林材を使用しないか又は使用を抑制した型枠(国産材合板型枠、針葉樹材合板型枠、複合合板型枠、金属型枠、再生木材型枠、再生樹脂混入木材型枠、プラスチック型枠、再生プラスチック型枠等)であること。</p> <p>・再資源化施設や熱利用(回収、供給)が可能な施設において再資源化等が可能なものであること。</p> <p>・ただし、施工管理上の理由などによりやむを得ず熱帯雨林材合板を使用する場合は、認証材(FSC、PEFC又はSGECによるもの※)、又は以下の①、②の条件を全て満たすものであること</p> <p>①原木の伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的な木材</p> <p>②持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたもの</p> <p>なお、国産材合板又は針葉樹材合板、若しくは複合合板を使用する場合も認証材、又は上記①、②の条件を全て満たすものであること</p> <p>※FSC: Forest Stewardship Council(森林管理協議会) PEFC: Programme for the Endorsement of Forest Certification schemes SGEC: Sustainable Green Ecosystem Council(緑の循環認証会議)</p>	<p>・土木工事、建築工事、設備工事において、その使用を推進する。</p> <p>・熱帯雨林材合板の使用は、やむを得ない場合に限る</p>
コンクリート塊、アスファルト・コン	再生クラッシュラン	・コンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。	・路盤、基礎、裏込め等に砕石が必要な場合は、その使用を推進する。

コンクリート塊等の有効利用を図るもの（路盤材、基礎材、舗装材等）	再生砕石（擁壁等裏込め用）	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート構造物の解体こともなつて発生するコンクリート塊を主体として製造されたものであること。 ・不純物の量は別表1の規定に適合していること。また、石綿を検出しないこと。 ・六価クロム化合物の溶出試験と含有量試験を行い、別表2の基準値を満足すること。 	・擁壁等裏込め用に砕石が必要な場合は、その使用を推進する。
	再生砕石（グラベルコンパクションパイル工法用）	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート構造物の解体こともなつて発生するコンクリート塊を主体として製造されたものであること。 ・不純物の量は別表1の規定に適合していること。また、石綿を検出しないこと。 ・六価クロム化合物の溶出試験と含有量試験を行い、別表2の基準値を満足すること。 	・グラベルコンパクションパイル工法（陸上施工）用に砕石が必要な場合は、その使用を推進する。
	再生単粒度砕石（浸透トレンチ用）	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート構造物の解体こともなつて発生するコンクリート塊を主体として製造されたものであること。 ・不純物の量は別表1の規定に適合していること。また、石綿を検出しないこと。 ・六価クロム化合物の溶出試験と含有量試験を行い、別表2の基準値を満足すること。 	・浸透トレンチや浸透ますの周囲の充てん材料用に砕石が必要な場合は、その使用を推進する。
	再生粒度調整砕石	・コンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。	・路盤等に砕石が必要な場合は、その使用を推進する。
	再生砂	・コンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。	・敷地内の埋戻し等に砂が必要な場合は、その使用を推進する。
	再生加熱アスファルト混合物	・アスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。	・表層、基層の舗装に加熱アスファルト混合物が必要な場合は、その使用を推進する。
	再生加熱アスファルト処理混合物	・アスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。	・路盤に加熱アスファルト処理混合物が必要な場合は、その使用を推進する。
島内産材料の利用を促進するもの（岩石、溶岩、火山礫等）	再生骨材Lを用いたコンクリート	・構造物の解体などにより発生したコンクリート塊を破砕して造ったコンクリート用再生骨材Lを、骨材の全部又は一部に用いたコンクリートであること。	・地域の供給体制に留意しつつ、均しコンクリート、捨てコンクリート、裏込めコンクリート等の高い強度、高い耐久性が要求されない部材及び部位について、その使用を推進する。
	再生骨材Mを用いたコンクリート	・構造物の解体などにより発生したコンクリート塊を破砕、磨砕、分級して造ったコンクリート用再生骨材Mを、骨材の全部又は一部に用いたコンクリートであること。	・地域の供給体制に留意しつつ、乾燥収縮や塩害を受けにくい構造部材や無筋コンクリート部材について、その使用を推進する。
	再生骨材Hを用いたレディーミクストコンクリート（注1）	・構造物の解体などにより発生したコンクリート塊に対し、破砕、磨砕、分級等の高度な処理を行い、必要に応じて粒度調整したコンクリート用再生骨材Hを用いたレディーミクストコンクリートであること。	・地域の供給体制に留意しつつ、レディーミクストコンクリートを使用する用途に、その使用を推進する。（軽量コンクリート及び高強度コンクリートへの使用を除く）
	再生コンクリート路盤材	・都関連工事から発生するコンクリート塊を直径30cm程度に加工した路盤材であること。	・路盤材として、その使用を推進する。
	再生コンクリート砕石等	・都関連工事から発生するコンクリート塊をその使用用途に応じて加工した護岸、護床、路盤、基礎、裏込め等に使用する再生砕石等であること。	・土木工作物、建築物の外構等の護岸、護床、路盤、基礎、裏込め等の用途に、その使用を推進する。
	再生コンクリート埋立材	・都関連工事から発生するコンクリート塊をその使用用途に応じて加工した、港湾等の埋立などに使用する再生埋立材であること。	・港湾等の埋立などの用途に、その使用を推進する。
島内産材料の利用を促進するもの（岩石、溶岩、火山礫等）	抗火石（石英粗面岩）を用いた土木材料等	・島内で産出する抗火石（石英粗面岩）を用いていること。	・島内において、自然公園法特別区域内の道路擁壁等に貼り付けるなど、その使用を推進する。
	火山礫を用いた土	・島内で産出する火山礫を用いていること。	・島内において、道路の下層路盤材（都

	木材料等		単独事業)、ブロック擁壁の裏込材、運動場、テニスコート等の路盤材として、その使用を推進する。
	溶岩を用いた土木材料等	・島内で産出する溶岩を用いていること。	・島内において、自然公園法特別区域内の石積み擁壁等として、その使用を推進する。
	その他の岩石を用いた土木材料等	・島内で産出する岩石を加工した、港湾等の埋立、自然再生事業、景観回復事業等に使用する岩石加工品であること。	・港湾等の埋立、自然再生事業、景観回復事業等の用途に、その使用を推進する。
廃棄物処理に伴う副産物の有効利用を図るもの(セメント、コンクリート等)	エコセメント(直接利用)	・都市ごみ焼却灰をセメント化したものであること。 ・施工時及び使用時に雨水等による重金属等有害物質の溶出がないこと又は環境基準値以下であること。 ・エコセメント(直接利用)であることを証明できること。	・地盤改良材等にセメントが必要な場合は、試験施工として、その使用を推進する。
	エコセメントを用いた均し(捨て)コンクリート等	・原材料に都市ごみ焼却灰をセメント化したものを用いていること。 ・施工時及び使用時に雨水等による重金属等有害物質の溶出がないこと又は環境基準値以下であること。 ・エコセメントを用いた均し(捨て)コンクリート等であることを証明できること。	・建築物、土木工作物の均しコンクリート、捨てコンクリート、基礎コンクリート、裏込めコンクリート等の用途に、試験施工等として、その使用を推進する。
	エコセメントを用いたレディーミクストコンクリート	・原材料に都市ごみ焼却灰をセメント化したものを用いていること。 ・施工時及び使用時に雨水等による重金属等有害物質の溶出がないこと又は環境基準値以下であること。 ・エコセメントを用いたレディーミクストコンクリートであることを証明できること。	・レディーミクストコンクリートを使用する用途に、その使用を推進する。
	エコセメントを用いたコンクリート二次製品	・原材料に都市ごみ焼却灰をセメント化したものを用いていること。 ・施工時及び使用時に雨水等による重金属等有害物質の溶出がないこと又は環境基準値以下であること。 ・エコセメントを用いたコンクリート二次製品であることを証明できること。	・コンクリート二次製品を使用する用途に、その使用を推進する。
	スーパーアッシュを用いたコンクリート二次製品	・原材料に都の下水道管理者が下水汚泥を焼却灰化したものを粒度調整等して製造したスーパーアッシュ(粒度調整灰)を用いて製造した基礎くい、JIS A 5372プレキャスト鉄筋コンクリート製品Ⅱ類、JIS A 5373プレキャストプレストレストコンクリート製品Ⅱ類規格に適合し、製品にはERと表示されたものであること。 ・施工時及び使用時に雨水等による重金属等有害物質の溶出がないこと又は環境基準値以下であること。	・公共用地管理者自らが建築物等の基礎くいとして、その使用を推進する。
温室効果ガスの削減を図るもの	温室効果ガス削減に資する資材、建設機械、工法、目的物(注2)	・温室効果ガスの削減に資するものであること。(例) ・発生抑制により搬出及び搬入時の運搬を抑制し温室効果ガスの削減を図るもの(非開削工法、管更正工法、組立式人孔、小型マンホール、省面積立坑、高強度セグメント、シールド二次覆工の減少又は省略等による建設発生土や建設泥土の発生土量の削減等) ・現場内利用により搬出及び搬入時の運搬を抑制し温室効果ガスの削減を図るもの(建設発生土や建設泥土改良土等を現場内で盛土、埋立、裏込、埋戻し等に利用) ・多摩産材などの国産木材、都内産の植栽材料等の活用による運搬距離の短縮により温室効果ガスの	・土木工事、建築工事、設備工事において、その使用を推進する。

温室効果ガスの削減を図るもの		削減を図るもの ・排出ガス対策型建設機械により温室効果ガスの削減を図るもの（バックホウ、トラクタショベル、ブルドーザ、発動発電機、空気圧縮機、ダンプトラック等の使用） 省エネルギー技術等により温室効果ガスの削減を図るもの（躯体断熱、開口部断熱、日射遮蔽、照明、衛生設備等の採用）	
	高効率空調用機器（熱源機器）	・省エネ技術等により温室効果ガスの削減を図るもの。別表3に掲げた各機器において、成績係数（定格COP又はボイラ効率）が数値以上であること。	・建築工事において、施設毎の特性に応じた空調方式に留意しつつ、その使用を推進する。
	高効率空調用機器（熱源以外の空調機器）	・省エネ技術等により温室効果ガスの削減を図るもの。別表4に掲げた各機器において、該当する部品のいずれかを採用していること。	・建築工事において、施設毎の特性に応じた空調方式に留意しつつ、その使用を推進する。
	発光ダイオードを用いた交通信号機	・発光ダイオードを用いた交通信号機であること。	・交通信号機を新設、更新、維持補修する場合は、その使用を推進する。
	LEDを光源とする照明器具	・施設照明（非常用照明は除く）は、光源にLEDを用い、光源を含む器具に六価クロム及び鉛又は、これらを含む化合物並びに水銀を含まないものであること。 ・固有エネルギー消費効率は、別表5で定めた数値以上であること。	・施設照明を新設、更新する場合は、原則として、その使用を推進する。
	高効率のランプ等を使用した照明器具（道路照明）	・道路照明においては、光源にLEDを用いたものを標準とするが、セラミックメタルハライドランプ、高圧ナトリウムランプ、を使用した照明施設を選択する場合、水銀ランプを使用した場合と比較して電力消費量が45%以上削減されるものであること。 ・設置場所に求められる光色、演色性及び配光特性を検討し、適切な光源及び照明器具を選択すること。	・道路照明を新設、更新する場合は、その使用を推進する。
	ノンフロン断熱材	・オゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ・ハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）が使用されていないこと。 ・再生資源を使用している又は使用後に再生資源として使用できること。	・建築設備工事における内外装材などで、材料の特性に応じた使用を推進する。
その他環境負荷の低減に寄与するもの（建築材料、道路施設等）	LEDを光源とする非常用照明器具	・蓄電池内蔵の非常用照明器具は、光源にLEDを用い、光源を含む器具に六価クロム及び鉛又は、これらを含む化合物並びに水銀を含まないものであること。 ・蓄電池の容量は、光源をミニハロゲン電球とするものの50%以下であること。	・非常用照明を新設、更新する場合は、その使用を推進する。
	照明制御システム	・LED照明器具及びそれらの照明器具を制御する照明制御装置（回路分割制御に用いる手動スイッチを含む。）からなるものであること。 ・分割制御、人感制御、明るさ制御等の電力節減機能を有していること。	・施設照明を新設、更新する場合は、その使用を推進する。
	環境配慮形（EM）電線・ケーブル	・被覆材料は、燃焼時において腐食性ガスを発生せず、発煙濃度が非常に低いこと。 ・被覆材料の有害物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリ臭化ビフェニル、ポリ臭化ジフェニルエーテル）含有率がRoHS指令に適合していること。	・工事等（工事で設置する機材内配線を含む。）に敷設する場合は、原則として、その使用を推進する。
	RoHS指令対応電線・ケーブル	・被覆材料の有害物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリ臭化ビフェニル、ポリ臭化ジフェニルエーテル）含有率がRoHS指令に適合していること。	・主に屋外の工事等（工事で設置する機材内配線を含む。）に使用する場合は、その使用を推進する。

	鉛フリー亀甲金網	<ul style="list-style-type: none"> ポリ塩化ビニル被覆金網において、材料として有害物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリ臭化ビフェニル、ポリ臭化ジフェニルエーテル）（注3）を添加しないポリ塩化ビニルで被覆した金網であること。 	<ul style="list-style-type: none"> 工事等に使用する場合は、その使用を推進する。
	低VOC塗料	<ul style="list-style-type: none"> 鉛、水銀、カドミウム、六価クロム等の有害金属類を添加していない塗料であって、VOC含有量1%以下（鉄部用は5%以下）の水性塗料であること。（建築物内装用に限る。） 鉛、水銀、カドミウム、六価クロム等の有害金属類を添加していない塗料であって、粉体・無溶剤系塗料、水性塗料、もしくはVOC含有量が30%以下の低VOC塗料（溶剤系）であること。（建築物外装用に限る。） 	<ul style="list-style-type: none"> 塗料を使用する場合は、その使用を推進する。
	電炉鋼材などのリサイクル鋼材	<ul style="list-style-type: none"> 鉄スクラップを原料として使用していること。 	<ul style="list-style-type: none"> 土木工事、建築工事等において、その使用を推進する。

注1) 現場に搬入されるまだ固まらないコンクリートで、JIS A 5308「レディーミクストコンクリート」の規定に相当するもの

注2) 資材、建設機械、工法、目的物は、温室効果ガス削減に資するものを標準とする。具体的には、工事の種類、建築物や工作物などの使用用途、面積、階数、構造、意匠などを踏まえて工事毎に検討し、採用可能なものを使用する。別表6「温室効果ガスに資する資材、建設機械、工法、目的物の例」を掲載しているので参考とされたい。

注3) RoHS 指令（鉛、水銀、六価クロム、ポリ臭化ビフェニル、ポリ臭化ジフェニルエーテルは含有率1,000ppm以下、カドミウムは含有率100ppm以下）に適合する製品とする。

別表1 不純物量の上限值

分類	不純物の内容	上限値 ^{注)} (%)
A	タイル、れんが、陶磁器類、アスファルトコンクリート塊	2.0
B	ガラス片	0.5
C	石こう及び石こうボード片	0.1
D	C以外の無機系ボード片	0.5
E	プラスチック片	0.5
F	木片、竹片、布切れ、紙くず、アスファルト塊	0.1
G	金属片	1.0
—	不純物の合計（上記A～Gの不純物の合計）	3.0

注) 上限値は質量比で表し、各分類における不純物の内容の合計に対する値を示している。

備考) JIS A 5023「再生骨材Lを用いたコンクリート」付属書AのA.4.2によって試験を行う。

別表2 六価クロム化合物の基準値

試験方法	試料形態	六価クロム化合物基準値
溶出試験 (JIS K 0058-1)	有姿	0.05mg/L 以下
含有量試験 (JIS K 0058-2)	粉碎	250mg/kg 以下

別表3 高効率空調用機器(熱源機器)

熱源機種	温熱源基準 (定格 COP 又は ボイラ効率(高位発熱量基準の数値))	冷熱源基準 (定格 COP)
蒸気ボイラー (伝熱面積 10 m ² 以上)	0.838	
温水ボイラー	0.855	
直焚吸収冷温水機	0.864	1.283
排熱投入型直焚吸収冷温水機	0.823	1.250
小型吸収冷温水機ユニット	0.847	1.209
空気熱源ヒートポンプユニット	3.650	4.126
熱回収ヒートポンプユニット	2.630	2.558
熱回収ターボ冷凍機	4.964	4.438
水冷チリングユニット		5.120
空冷チリングユニット		3.918
ターボ冷凍機		6.00
ブラインターボ冷凍機		4.634
蒸気吸収冷凍機		1.227
温水吸収冷凍機		0.700

※冷温共用がある機器の場合、高い数値を採用すること。

(参考) 熱源機種の判断基準

熱源機種	判断基準
蒸気ボイラー	鋼製ボイラー(炉筒煙管ボイラー、水管ボイラー等)、鋼製簡易ボイラー、小型貫流ボイラー、鋳鉄製ボイラー(セクショナルボイラー等)、鋳鉄製簡易ボイラー等、燃料の燃焼により蒸気または高温水を製造するもの。
温水ボイラー	鋼製ボイラー、鋼製簡易ボイラー、小型貫流ボイラー、鋳鉄製ボイラー、鋳鉄製簡易ボイラー、真空式温水発生機、無圧式温水発生機等、燃料の燃焼により温水を製造するもの。
直焚吸収冷温水機	直(ガス・油)焚吸収冷温水機、直焚二重効用吸収冷温水機、直焚三重効用吸収冷温水機、ガス(油)冷温水発生機等、加熱源がガス又は油の吸収冷温水機で冷温水を切換又は同時取出で製造するもの。
排熱投入型直焚吸収冷温水機	排熱投入型直(ガス・油)焚吸収冷温水機、ジェネリンク、排熱投入型直焚二重効用吸収冷温水機、排熱投入型ガス(油)冷温水発生機等、加熱源がコージェネレーション等の排熱及びガス又は油の吸収冷温水機で冷温水を切換又は同時取出で製造するもの。
小型吸収冷温水機ユニット	小型吸収冷温水機ユニット、小型吸収冷温水機、パネル型吸収冷温水機、冷却塔一体型吸収冷温水機等、加熱源がガス又は油の冷凍能力が単体で 281 kW (80RT)未滿の吸収冷温水機で冷温水を製造するもの。
空気熱源ヒートポンプユニット	空気熱源ヒートポンプユニット、空冷ヒートポンプ、空冷スクリーヒートポンプチラー、水蓄熱ユニット、水熱源ヒートポンプユニット(温熱源)、ヒーティングタワーヒートポンプ(温熱源)等、往復動圧縮機、スクリー圧縮機、スクロール圧縮機による空気熱源ヒートポンプで冷温水を製造するもの。
熱回収ヒートポンプユニット	熱回収ヒートポンプユニット、熱回収チラー、冷温水同時取出型空冷ヒートポンプチラー等、往復動圧縮機、スクリー圧縮機、スクロール圧縮機によるヒートポンプで、冷水と温水を同時に製造するもの。
熱回収ターボ冷凍機	熱回収ターボ冷凍機、ダブルバンドルターボ冷凍機等、遠心圧縮機による水熱源ヒートポンプで、冷水と温水を同時に製造するもの。
水冷チリングユニット	水冷チリングユニット、水冷チラー、水冷スクリー冷凍機、水熱源スクリーヒートポンプチラー、ブラインチラー、水熱源ヒートポンプユニット(冷熱源)、ヒーティングタワーヒートポンプ(冷熱源)等、往復動圧縮機、スクリー圧縮機、スクロール圧縮機による水冷式冷凍機又は冷暖房切替式の水熱源ヒートポンプで、冷水(ブラインを含む。)又は冷温水を製造するもの。
空冷チリングユニット	空冷チリングユニット、空冷チラー、空冷スクリー冷凍機等、往復動圧縮機、スクリー圧縮機、スクロール圧縮機による空冷式冷凍機で冷水(ブラインを含む。)を製造するもの。
ターボ冷凍機	ターボ冷凍機、遠心冷凍機、インバーターターボ冷凍機、小型ターボ冷凍機、蒸気タービン駆動ターボ冷凍機等、遠心圧縮機による水冷式冷凍機で冷水を製造するもの。

ブラインターボ冷凍機	ターボ冷凍機、遠心冷凍機、インバータターボ冷凍機、小型ターボ冷凍機、蒸気タービン駆動ターボ冷凍機等、遠心圧縮機による水冷式冷凍機で冷水（ブラインの場合に限る。）を製造するもの。
蒸気吸収冷凍機	蒸気吸収冷凍機、蒸気二重効用吸収冷凍機、一重二重効用吸収冷凍機、排熱投入型蒸気吸収冷凍機等、加熱源が蒸気の吸収冷凍機で冷水を製造するもの。
温水吸収冷凍機	温水吸収冷凍機、低温水吸収冷凍機、温水単効用吸収冷凍機等、加熱源が温水の吸収冷凍機で冷水を製造するもの。

別表4 高効率空調用機器(熱源以外の空調機器)

	部品名	部品名	部品名	部品名	部品名	部品名	部品名	部品名
	モータ直結型ファン	永久磁石(IPM)モータ	プレミアム効率モータ(IE3)	プラグファン	楢田管熱交換器	インバータ制御機器	高効率冷媒(R410A)	散水システム
冷却塔	○	ファン用または散水ポンプ用	ファン用または散水ポンプ用	/	/	/	/	/
空調用ポンプ	/	○	○	/	/	/	/	/
空調機(いわゆるエアハンドリングユニット)	○	○	○	○	○	/	/	/
パッケージ形空調機	/	/	/	/	/	○	○	○
空調・換気設備用ファン	○	○	○	/	/	/	/	/

- 備考) 1 プレミアム効率モータは、JIS C 4213 (低圧三相かご形誘導電動機-低圧トップランナーモータ) で規定される低圧トップランナーモータとする。
- 2 冷却塔、空調用ポンプ、空調機(いわゆるエアハンドリングユニット)、空調・換気設備用ファンについても、インバータ制御機器の導入を検討し、その使用を推進すること。

別表5 LEDを光源とする照明器具の固有エネルギー消費効率

種別	固有エネルギー消費効率基準値 (lm/w)
ベースライト	110
ダウンライト	90
高天井器具	100
外灯	80
投光器	85

※公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)平成28年度版を参照

別表6 「温室効果ガス削減に資する資材、建設機械、工法、目的物の例」(建築工事における一例)

種別	資材、建設機械、工法、目的物などの一例
建築躯体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 躯体断熱 (屋根断熱・外壁断熱) ・ 開口部断熱 (複層ガラス・気密サッシ)
電気設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変圧器 (「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」において特定機器に指定された変圧器 (新基準を満たしたトッランナー変圧器)) ・ 照明設備 (LED) ・ 照明制御設備 (人感センサー連動制御、適正照度調整システム、昼光連動制御システム、タイムスケジュール制御システム) ・ 電力監視設備 ・ 高輝度誘導灯 ・ 高輝度放電ランプ ・ コージェネレーションシステム
機械設備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 熱源設備 <ul style="list-style-type: none"> ・ トッランナー熱源機器 ・ インバーター制御設備 (冷温水・冷却水) ・ クールヒートトレンチ ○ 空調設備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大温度差送風方式、VAV (変風量方式)、VWV (変流量方式) ・ 省エネファンベルト ・ トッランナーエアコン ○ 換気設備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 外気導入制御システム (CO₂センサー) ・ 外気冷房 (全熱交換ユニット組込) ・ 全熱交換器 (全熱交換型ユニット) ・ 駐車場CO₂又はCO₂制御システム ・ 省エネファンベルト ○ 自動制御装置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動制御設備 ・ 中央監視制御設備 (BEMS) ○ 衛生設備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 節水器具 ・ トイレ擬音装置 ・ 雨水利用設備 ・ 再利用水設備 ・ 電気CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器及び同等器 ・ ガス潜熱回収型給湯器 ○ 搬送設備 <ul style="list-style-type: none"> ・ エスカレーター人感センサー ・ エレベーター電力回生制御 ・ エレベーター回生電力蓄電システム

特定調達品目

【注意事項】

<p>道路上工事で使用するものについては、道路管理者の定める規則等による。</p> <p>なお、特定調達品目は</p> <p>① 試験施工・評価等が完了しており使用が支障ないもの</p> <p>② 試験施工・評価等が進行中で使用に当たっては道路管理者と協議するもの</p> <p>③ 試験施工、評価等を今後行うもので試験施工の実施に当たっては道路管理者と協議するもの</p> <p>の3種に分かれるため、使用に当たっては道路管理者に相談する必要がある。</p> <p>・資材の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

【資材】

品目分類	品目名	要件	使用用途等
盛土材等	建設泥土から再生した処理土	①建設泥土から再生された処理土であること。 ②重金属等有害物質の含有及び溶出については、土壤汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）及び土壤の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）を満たすこと。	・再資源化施設への距離、建設発生土の工事間利用、再生材の発生状況などに留意しつつ、埋戻し材、盛土材、裏込め材等において、その使用を促進する。
	土工用水砕スラグ	○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる高炉水砕スラグが使用された土工用材料であること。 【配慮事項】 ○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。	・供給状況に地域格差があることに留意しつつ、埋戻し材、盛土材、裏込め材、埋立材、覆土材等において、その使用を推進する。
	銅スラグを用いたケーソン中詰材	○ケーソン中詰め材として、天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用することができる銅スラグであること。	・供給状況に地域格差があることに留意しつつ、ケーソン中詰めにおいて、その使用を推進する。
	フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰材	○ケーソン中詰め材として、天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用することができるフェロニッケルスラグであること。	・供給状況に地域格差があることに留意しつつ、ケーソン中詰めにおいて、その使用を推進する。
地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	○サンドコンパクションパイル工法において、天然砂（海砂、山砂）の全部を代替して使用することができる製鋼スラグであること。 【配慮事項】 ○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。	・供給状況に地域格差があることに留意するとともに、地盤の特性等を十分検討した上でサンドコンパクションパイルの地盤改良材として、その使用を推進する。
コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる高炉スラグが使用された骨材であること。 【配慮事項】 ○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。	・供給状況に地域格差があることに留意しつつ、沿岸部におけるコンクリート構造物及び消波ブロック等のコンクリート製品において、その使用を推進する。

備考）「高炉スラグ骨材」については、JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材—第1部：高炉スラグ骨材）に適合する資材は、本基準を満たす。

コンクリート用スラグ骨材	フェロニッケルスラグ骨材	○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できるフェロニッケルスラグが使用された骨材であること。	・供給状況に地域格差があることに留意しつつ、コンクリート単位体積重量が増加する特徴を考慮し、重力式擁壁などのコンクリート構造物で、その使用を推進する。
--------------	--------------	--	---

備考）「フェロニッケルスラグ骨材」については、JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材—第2部：フェロニッケルスラグ骨材）に適合する資材は、本基準を満たす。

コンクリート用 スラグ骨材	銅スラグ骨材	○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる銅スラグ骨材が使用された骨材であること。	・供給状況に地域格差があることに留意しつつ、コンクリート単位体積重量が増加する特徴を考慮し、重力式擁壁などのコンクリート構造物で、その使用を推進する。
------------------	--------	--	---

備考) 「銅スラグ骨材」については、JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材—第3部：銅スラグ骨材）に適合する資材は、本基準を満たす。

コンクリート用 スラグ骨材	電気炉酸化スラグ骨材	○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる電気炉酸化スラグ骨材が使用された骨材であること。 【配慮事項】 ○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。	・供給状況に地域格差があることに留意しつつ、その使用を推進する。
------------------	------------	---	----------------------------------

備考) 「電気炉酸化スラグ骨材」については、JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材—第4部：電気炉酸化スラグ骨材）に適合する資材は、本基準を満たす。

アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	○アスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれること。	・再資源化施設への距離、再生材の発生状況などに留意しつつ、重交通ではない道路や空港におけるアスファルト舗装の基層・表層材料として、その使用を促進する。
	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	○加熱アスファルト混合物の骨材として、道路用鉄鋼スラグが使用されていること。 【配慮事項】 ○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。	・供給状況に地域格差があることに留意しつつ、その使用を推進する。

備考) 「道路用鉄鋼スラグ」については、JIS A 5015（道路用鉄鋼スラグ）に適合する資材は、本基準を満たす。

路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材	○路盤材として、道路用鉄鋼スラグが使用されていること。 【配慮事項】 ○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。	・供給状況に地域格差があることに留意しつつ、その使用を推進する。
-----	------------	--	----------------------------------

備考) 「道路用鉄鋼スラグ」については、JIS A 5015（道路用鉄鋼スラグ）に適合する資材は、本基準を満たす。

路盤材	再生骨材等	○コンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれること。	・再資源化施設への距離、再生材の発生状況などに留意しつつ、構造物の基礎砕石などの高強度を必要としない部位や路盤などにおいて、積極的にその使用を推進する。
小径丸太材	間伐材	○間伐材であって、有害な腐れ又は割れ等の欠陥がないこと。	・供給状況に地域格差があることに留意しつつ、河川工事における木材を使用する多自然型護岸工、砂防工事における山腹工、公園工事・港湾植栽工事・道路植栽工事における植栽支柱などで、高強度を必要としない場合などに、その使用を推進する。

混合セメント	高炉セメント	○高炉セメントであって、原料に30%を超える分量の高炉スラグが使用されていること。	・供給状況に地域格差があることに留意しつつ、河川工事における護岸基礎、道路工事における橋梁下部工、港湾工事や海岸工事における消波ブロック、空港工事における舗装などで、早期強度を必要としない場合に、その使用を推進する。
--------	--------	---	--

備考) 「高炉セメント」については、JIS R 5211で規定されるB種及びC種に適合する資材は、本基準を満たす。

混合セメント	フライアッシュセメント	○フライアッシュセメントであって、原料に10%を超える分量のフライアッシュが使用されていること。	・供給状況に地域格差があることに留意しつつ、ダム本体工などのマスコンクリートで、早期強度を必要としない場合に、その使用を推進する。
--------	-------------	--	---

備考)「フライアッシュセメント」については、JIS R 5213で規定されるB種及びC種に適合する資材は、本基準を満たす。

セメント	エコセメント	○都市ごみ焼却灰等を主原料とするセメントであって、製品1トンにつきこれらの廃棄物が乾燥ベースで500kg以上使用されていること。	・供給状況に地域格差があることに留意しつつ、側溝などの高強度を必要としないコンクリート構造物及びコンクリート二次製品において、その使用を推進する。
------	--------	--	---

備考) 1 「エコセメント」は、高強度を必要としないコンクリート構造物又はコンクリート製品において使用するものとする。

2 「エコセメント」については、JIS R 5214に適合する資材は、本基準を満たす。

コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート	○透水係数 1×10^{-2} cm/sec以上であること。	・公園工事における園内舗装など、建築工事における構内舗装等高強度を必要としない部位において、また、側溝、集水桝等の水路に使用するコンクリート二次製品において、その使用を推進する。
------------------	-----------	---	---

備考) 1 「透水性コンクリート」は、雨水を浸透させる必要がある場合に、高強度を必要としない部分において使用するものとする。

2 「透水性コンクリート」については、JIS A 5371 (プレキャスト無筋コンクリート製品 附属書B 舗装・境界ブロック類 推奨仕様B-1 平板)で規定される透水性平板に適合する資材は、本基準を満たす

鉄鋼スラグ水和固化体	鉄鋼スラグブロック	○骨材のうち別表に示された製鋼スラグを重量比で50%以上使用していること。かつ、結合材に高炉スラグ微粉末を使用していること。	・供給状況に地域格差があることに留意しつつ、その使用を推進する。
		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">種 類</th> </tr> <tr> <td>転炉スラグ (銑鉄予備処理スラグを含む)</td> </tr> <tr> <td>電気炉酸化スラグ</td> </tr> </table> <p>【配慮事項】 ○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。</p>	
種 類			
転炉スラグ (銑鉄予備処理スラグを含む)			
電気炉酸化スラグ			
吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	○吹付けコンクリートであって、1m ³ 当たり100kg以上のフライアッシュが混和材として使用されていること。	・供給状況に地域格差があることに留意しつつ、道路トンネル工事及び道路や河川などの法面保護工事における吹付けコンクリートにおいて、その使用を推進する。
塗料	下塗用塗料(重防食)	○鉛又はクロムを含む顔料が配合されていないこと。	・河川・ダム・港湾工事における機械設備、鋼管・鋼矢板等の鋼材、道路工事等における鋼構造物等などに重防食下塗用塗料として、その使用を推進する。
	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	○水性型の路面標示用塗料であって、揮発性有機溶剤(VOC)の含有率(塗料総質量に対する揮発性有機溶剤の質量の割合)が5%以下であること。	・車道中央線等の区画線において、その使用を推進する。
	高日射反射率塗料	①近赤外波長域日射反射率が表に示す数値以上であること。 ②近赤外波長域の日射反射率保持率の平均が80%以上であること。	・建築の屋上・屋根等において、金属面に塗装を施す工事に、その使用を推進する。

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする高日射反射率塗料は、日射反射率の高い顔料を含有する塗料であり、建物の屋上・屋根等において、金属面等に塗料を施す工事に使用されるものとする。

2 近赤外波長域日射反射率、明度L*値、日射反射率保持率の測定及び算出方法は、JIS K 5675による。

3 「高日射反射率塗料」については、JIS K 5675に適合する資材は、本基準を満たす。

表 近赤外波長域日射反射率

明度L*値	近赤外波長域日射反射率(%)
40.0以下	40.0
40.0を越え80.0未満	明度L*値の値
80.0以上	80.0

防水	高日射反射率防水	○近赤外域における日射反射率が50.0%以上であること。	・建築の屋上・屋根等において、その使用を推進する。
----	----------	------------------------------	---------------------------

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする高日射反射率防水は、日射反射率の高い顔料が防水層の素材に含有されているもの又は日射反射率の高い顔料を有した塗料を防水層の仕上げとして施すものであり、建築の屋上・屋根等において使用されるものとする。
- 2 日射反射率の求め方は、JIS K 5602 に準じる。

舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成)	<p>①原料に再生材料(別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等)を用い、焼成されたものであること。</p> <p>②再生材料が原材料の重量比で20%以上(複数の材料を使用している場合は、それらの材料の合計)使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。</p> <p>③土壤の汚染に係る環境基準(平成3年8月23日環境庁告示第46号)の規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を2mm以下に粉碎したものにおいて、重金属等有害物質の溶出について問題のないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○土壤汚染対策法(平成14年5月29日法律第53号)に関する規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を2mm以下に粉碎したものにおいて、重金属等有害物質の含有について問題のないこと。</p>	<p>・道路・公園工事及び建築工事における外構等の歩行者用舗装において、その使用を推進する。なお、材料の選択にあたっては、「土壤の汚染に係る環境基準」(平成3年8月23日環境庁告示第46号)等に基づき、安全性の確保に留意する。</p>								
		<p>別表</p> <table border="1"> <tr> <th>再生材料の原料となるものの分類区分</th> <th>前処理方法</th> </tr> <tr> <td>採石及び窯業廃土、無機珪砂(キラ)、鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、鋳物砂、陶磁器屑、石炭灰、建材廃材、廃ガラス(無色及び茶色の廃ガラスびんを除く)、製紙スラッジ、アルミスラッジ、磨き砂汚泥、石材屑</td> <td>前処理方法によらず対象</td> </tr> <tr> <td>都市ごみ焼却灰</td> <td>熔融スラグ化</td> </tr> <tr> <td>下水道汚泥</td> <td>焼却灰化又は熔融スラグ化</td> </tr> <tr> <td>上水道汚泥</td> <td rowspan="2">前処理方法によらず対象</td> </tr> <tr> <td>湖沼等の汚泥</td> </tr> </table>		再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	採石及び窯業廃土、無機珪砂(キラ)、鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、鋳物砂、陶磁器屑、石炭灰、建材廃材、廃ガラス(無色及び茶色の廃ガラスびんを除く)、製紙スラッジ、アルミスラッジ、磨き砂汚泥、石材屑	前処理方法によらず対象	都市ごみ焼却灰	熔融スラグ化	下水道汚泥	焼却灰化又は熔融スラグ化
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法										
採石及び窯業廃土、無機珪砂(キラ)、鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、鋳物砂、陶磁器屑、石炭灰、建材廃材、廃ガラス(無色及び茶色の廃ガラスびんを除く)、製紙スラッジ、アルミスラッジ、磨き砂汚泥、石材屑	前処理方法によらず対象										
都市ごみ焼却灰	熔融スラグ化										
下水道汚泥	焼却灰化又は熔融スラグ化										
上水道汚泥	前処理方法によらず対象										
湖沼等の汚泥											

再生材料を用いた舗装用ブロック類(プレキャスト無筋コンクリート製品)	①原料に再生材料(別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの)が用いられたものであること。	<ul style="list-style-type: none"> ・道路・公園工事及び建築工事における外構等の歩行者用舗装において、その使用を推進する。なお、材料の選択にあたっては、「土壌の汚染に係る環境基準」(平成3年8月23日環境庁告示第46号)等に基づき、安全性の確保に留意する。
	②再生材料が原材料の重量比で20%以上(複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計)使用されていること。なお、透水性確保のために、粗骨材の混入率を上げる必要がある場合は、再生材料が原材料の重量比15%以上使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。	
	③再生材料における重金属等有害物質の含有及び溶出について問題がないこと。	
別表		
再生材料の原料となるものの分類区分		前処理方法
都市ごみ焼却灰		溶融スラグ化
下水道汚泥		

備考) 判断の基準③については、JIS A 5031(一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材)に定める基準による。

園芸資材	パークたい肥	<p>○以下の基準を満たし、木質部より剥離された樹皮を原材料として乾燥重量比50%以上を使用し、かつ、発酵補助材を除くその他の原材料には畜ふん、動植物性残さ又は木質系廃棄物等の有機性資源を使用していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有機物の含有率(乾物) 70%以上 ・炭素窒素比 [C/N比] 35以下 ・陽イオン交換容量 [CEC] (乾物) 70meq/100g以上 ・pH 5.5~7.5 ・水分 55~65% ・幼植物試験の結果 生育阻害その他異常が認められない ・窒素全量 [N] (現物) 0.5%以上 ・りん酸全量 [P₂O₅] (現物) 0.2%以上 ・加里全量 [K₂O] (現物) 0.1%以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・施工箇所の土壌及び植栽する植物の性質に留意しつつ、公園、緑地などにおける植栽や緑化などの工事で、その使用を推進する。
	下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料(下水汚泥コンポスト)	<p>○以下の基準を満たし、下水汚泥を主原材料として重量比(脱水汚泥ベース)25%以上使用し、かつ、無機質の土壌改良材を除くその他の原材料には畜ふん、動植物性残さ又は木質系廃棄物等の有機性資源を使用していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有機物の含有率(乾物) 35%以上 ・炭素窒素比 [C/N比] 20以下 ・pH 8.5以下 ・水分 50%以下 ・窒素全量 [N] (現物) 0.8%以上 ・りん酸全量 [P₂O₅] (現物) 1.0%以上 ・アルカリ分 (現物) 15%以下(ただし、土壌の酸度を矯正する目的で使用する場合はこの限りでない。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・施工箇所の土壌及び植栽する植物の性質に留意しつつ、公園、緑地などにおける植栽や緑化などの工事で、その使用を推進する。

備考) 1 「下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料」には、土壌改良資材として使用される場合も含む。

2 肥料取締法第3条及び第25条ただし書の規定に基づく普通肥料の公定規格(昭和61年2月22日農林水産省告示第284号)に適合するもの。

<p>タイル</p>	<p>セラミックタイル(陶磁器質タイル)</p>	<p>①原料に再生材料(別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等)が用いられているものであること。</p> <p>②再生材料が原材料の重量比で20%以上(複数の材料を使用している場合は、それらの材料の合計)使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除外されるものとする。</p> <p>③土壤の汚染に係る環境基準(平成3年8月23日環境庁告示第46号)の規定に従い、製品を2mm以下に粉砕したもののにおいて、重金属等有害物質の溶出について問題のないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○土壤汚染対策法(平成14年5月29日法律第53号)に関する規定に従い、製品を2mm以下に粉砕したもののにおいて、重金属等有害物質の含有について問題のないこと。</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="512 779 1050 1285"> <thead> <tr> <th>再生材料の原料となるものの分類区分</th> <th>前処理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>採石及び窯業廃土、無機珪砂(キラ)、鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、鋳物砂、陶磁器屑、石炭灰、廃プラスチック、建材廃材、廃ゴム、廃ガラス(無色及び茶色の廃ガラスびんを除く)、製紙スラッジ、アルミスラッジ、磨き砂汚泥、石材屑</td> <td>前処理によらず対象</td> </tr> <tr> <td>都市ごみ焼却灰</td> <td>熔融スラグ化</td> </tr> <tr> <td>下水道汚泥</td> <td>焼却灰化又は熔融スラグ化</td> </tr> <tr> <td>上水道汚泥</td> <td>前処理によらず対象</td> </tr> <tr> <td>湖沼等の汚泥</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	採石及び窯業廃土、無機珪砂(キラ)、鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、鋳物砂、陶磁器屑、石炭灰、廃プラスチック、建材廃材、廃ゴム、廃ガラス(無色及び茶色の廃ガラスびんを除く)、製紙スラッジ、アルミスラッジ、磨き砂汚泥、石材屑	前処理によらず対象	都市ごみ焼却灰	熔融スラグ化	下水道汚泥	焼却灰化又は熔融スラグ化	上水道汚泥	前処理によらず対象	湖沼等の汚泥		<p>・建築工事における床仕上げなどで、その使用を推進する。</p>
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法														
採石及び窯業廃土、無機珪砂(キラ)、鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、鋳物砂、陶磁器屑、石炭灰、廃プラスチック、建材廃材、廃ゴム、廃ガラス(無色及び茶色の廃ガラスびんを除く)、製紙スラッジ、アルミスラッジ、磨き砂汚泥、石材屑	前処理によらず対象														
都市ごみ焼却灰	熔融スラグ化														
下水道汚泥	焼却灰化又は熔融スラグ化														
上水道汚泥	前処理によらず対象														
湖沼等の汚泥															
<p>建具</p>	<p>断熱サッシ・ドア</p>	<p>○建築物の窓等を通しての熱の損失を防止する建具であって、次のいずれかに該当すること。</p> <p>①複層ガラスを用いたサッシであること。</p> <p>②二重サッシであること。</p> <p>③断熱材の使用その他これに類する有効な断熱の措置が講じられたドアであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①サッシの枠、障子の枠及びそれに使用されるガラスに有効な断熱の措置が講じられていること、又は断熱性の高い素材を使用したものであること。</p> <p>②エネルギー使用の合理化等に関する法律施行令第23条の2第2号及び第3号に定めるサッシ及び複層ガラスについては、可能な限り熱損失防止性能の数値が小さいものであること。</p>	<p>・気温条件等が厳しい場所に建設される庁舎の建築工事で高い断熱性が要求される開口部などで、その使用を推進する。</p>												

備考)「熱損失防止性能」の定義及び測定方法は、「サッシの性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造業者等の判断の基準等」(平成26年11月経済産業省告示第234号)、「複層ガラスの性能の向上に関する熱損失防止建築製造業者等の判断の基準等」(平成26年11月経済産業省告示第235号)による。

製材等	製材	<p>①間伐材、林地残材又は小径木であること。</p> <p>②①以外の場合は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である原木は除く。</p>	<p>・使用部位及び樹種の機能的特性に留意しつつ、建築工事において、その使用を推進する。</p>
	<p>・集成材</p> <p>・合板</p> <p>・単板積層材 (LVL)</p> <p>・直交集成板 (CLT)</p>	<p>①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木の体積比割合が10%以上であり、かつ、それ以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。</p> <p>②①以外の場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木以外の木材にあつては、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。</p> <p>③居室の内装材にあつては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木以外の木材にあつては、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>	<p>・使用部位及び樹種の機能的特性に留意しつつ、建築工事において、その使用を推進する。</p>

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「製材」「集成材」「合板」「単板積層材」及び「直交集成板」(以下「製材等」という。)は、建築の木工事において使用されるものとする。
- 2 「製材等」の判断の基準の②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。
- 3 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本農林規格による。
- 4 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。
- ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

フローリング	フローリング	<p>①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木等を使用していること、かつ、それ以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。</p> <p>②①以外の場合は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らし手続きが適切になされたものであること。</p> <p>③居室の内装材にあつては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木等以外の木材にあつては、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>	<p>・建築工事における内装材などで、その使用を推進する。</p>
--------	--------	--	-----------------------------------

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象は、建築の木工事において使用されるものとする。
- 2 判断の基準の②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。
- 3 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本農林規格による。
- 4 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。
- ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18

年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

再生木質ボード	<ul style="list-style-type: none"> ・パーティクルボード ・繊維板 ・木質系セメント板 	<p>①合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木・小径木（間伐材を含む。）等の再生資源である木質材料又は植物繊維の重量比配合割合が50%以上であること。（この場合、再生資材全体に占める体積比配合率が20%以下の接着剤、混和剤等（パーティクルボードにおけるフェノール系接着剤、木質系セメント板におけるセメント等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの。）を計上せずに、重量比配合率を計算することができるものとする。）</p> <p>②合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木及び小径木（間伐材を含む。）等の再生資源以外の木質材料にあつては、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。</p> <p>③居室の内装材にあつては、ホルムアルデヒドの放散量が平均0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木及び小径木（間伐材を含む。）等の再生資源以外の木質材料にあつては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建築工事における内装材などで、その使用を推進する。
---------	---	---	--

- 備考) 1 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、JIS A 1460 による。
- 2 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとする。
- ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。
- 3 「パーティクルボード」及び「繊維板」については、判断の基準③について、JIS A 5908 及び A 5905 で規定される F☆☆☆☆ 等級に適合する資材は、本基準を満たす。

ビニル系床材	ビニル系床材	<p>○再生ビニル樹脂系材料の合計重量が製品の総重量比で15%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○工事施工時に発生する端材の回収、再生利用システムについて配慮されていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建築工事における内装材などで、その使用を推進する。
--------	--------	---	--

備考) JIS A 5705（ビニル系床材）に規定されるビニル系床材の種類で記号KSに該当するものについては、本項の判断の基準に対象とする「ビニル系床材」に含まれないものとする。

断熱材	断熱材	<p>○建築物の外壁等を通しての熱の損失を防止するものであつて、次の要件を満たすものとする。</p> <p>① フロン類が使用されていないこと。</p> <p>② 再生資源を使用しているか又は使用後に再生資源として使用できること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○押出法ポリスチレンフォーム断熱材、グラスウール断熱材及びロックウール断熱材については、可能な限り</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建築設備工事における内外装材などで、材料の特性に応じた使用を推進する。
-----	-----	---	--

		熱損失防止性能の数値が小さいものであること。	
備考)	1	「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第1項に定める物質をいう。	
	2	「熱損失防止性能」の定義及び測定方法は、「断熱材の性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準等」（平成25年12月経済産業省告示第270号）による。	

照明機器	照明制御システム	○連続調光可能なLED照明器具及びそれらの照明器具を制御する照明制御装置からなるもので、初期照度補正制御及び外光（昼光）利用制御の機能を有していること。	・建築工事における事務室の照明など常時使用される室等で、その使用を推進する。
------	----------	--	--

変圧器	変圧器	○エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した値を上回らないこと。 【配慮事項】 ○運用時の負荷率の実態に配慮されたものであること。	・建築工事、設備工事において、使用時の負荷率の実態に留意しつつ、その使用を推進する。
-----	-----	--	--

備考) 本項の判断の基準の対象とする「変圧器」は、定格一次電圧が600Vを超え、7000V以下のものであって、かつ、交流の電路に使用されるものに限りに、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。

- ①絶縁材料としてガスを使用するもの
- ②H種絶縁材料を使用するもの
- ③スコット結線変圧器
- ④3以上の巻線を有するもの
- ⑤柱上変圧器
- ⑥単相変圧器であって定格容量が5kVA以下のもの又は500kVAを超えるもの
- ⑦三相変圧器であって定格容量が10kVA以下のもの又は2000kVAを超えるもの
- ⑧樹脂製の絶縁材料を使用する三相変圧器であって三相交流を単相交流及び三相交流に変成するためのもの
- ⑨定格二次電圧が100V未満のもの又は600Vを超えるもの
- ⑩風冷式又は水冷式のもの

表 変圧器に係る基準エネルギー消費効率の算定式

変圧器の種類	区 分			基準エネルギー消費効率の算定式
	相数	定格周波数	定格容量	
油入変圧器	単 相	50Hz		$E = 11.2 S^{0.732}$
	三 相	50Hz	500kVA以下	$E = 16.6 S^{0.696}$
			500kVA超	$E = 11.1 S^{0.809}$
モールド変圧器	単 相	50Hz		$E = 16.9 S^{0.674}$
	三 相	50Hz	500kVA以下	$E = 23.9 S^{0.659}$
			500kVA超	$E = 22.7 S^{0.718}$

- 備考) 1 「油入変圧器」とは、絶縁材料として絶縁油を使用するものをいう。
- 2 「モールド変圧器」とは、樹脂製の絶縁材料を使用するものをいう。
- 3 E及びSは、次の数値を表すものとする。
E：基準エネルギー消費効率（単位：W）
S：定格容量（単位：kVA）
- 4 表の規定は、JIS C 4304及びC 4306並びに日本電機工業会規格1500及び1501に規定する標準仕様状態で使用しないものについて準用する。この場合において、表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率の算定式は、それぞれ当該算定式の右辺に1.10（モールド変圧器にあつては1.05）を乗じた式として取り扱うものとする。
- 5 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第71号（平成24年3月30日）の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。

空調用機器	吸収冷温水機	○冷房の成績係数が表に示された区分の数値以上であること。	・建築設備工事において、施設毎の特性に応じた空調方式に留意しつつ、その使用を推進する。
-------	--------	------------------------------	---

- 備考) 1 本項の判断基準の対象とする「吸収冷温水機」は、冷凍能力が25kW以上のものとする。
- 2 吸収冷温水機の成績係数の算出方法は、JIS B 8622による。

表 冷房の成績係数

区 分	成績係数
冷凍能力が186kW未満	1.15
冷凍能力が186kW以上	1.20

空調用機器	氷蓄熱式空調機器	①氷蓄熱槽を有していること。 ②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ③冷房の成績係数が別表3に示された区分の数値以上であること。	・建築設備工事において、施設毎の特性に応じた空調方式に留意しつつ、その使用を推進する。
-------	----------	---	---

- 備考) 1 「氷蓄熱式空調機器」とは、氷蓄熱ユニット又は氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーをいう。
2 「氷蓄熱式空調機器」の判断の基準は、氷蓄熱ユニットについては非蓄熱形相当冷却能力が、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーについては定格蓄熱利用冷房能力がそれぞれ 28kW以上のものに適用する。
3 成績係数の算出方法は、以下の算定式により、昼間熱源機運転時間は 10 時間とする。

①氷蓄熱ユニット

$$\text{成績係数} = \frac{\text{定格日量冷却能力 (kW} \cdot \text{h)}}{\text{定格蓄熱消費電力量 (kW} \cdot \text{h)} + \text{昼間熱源機冷却消費電力量 (kW} \cdot \text{h)}}$$

②氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー

$$\text{成績係数} = \text{日量蓄熱利用冷房効率}$$

- 4 「非蓄熱形相当冷却能力」とは、冷房時の時間当たり平均負荷率（時間当たりのピーク負荷の負荷率を 100%とした時の平均負荷の割合）を 85%として、この時のピーク負荷熱量をいう。
5 「定格蓄熱利用冷房能力」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表 1 に規定された一定の定格冷房温度条件で、主として蓄熱を利用して室内から除去する熱量をいう。

別表 1 温度条件

単位：℃

		室内側入口空気条件		室外側空気条件	
		乾球温度	湿球温度	乾球温度	湿球温度
冷房	定格冷房	27	19	35	-
	定格冷房蓄熱	-	-	25	-

- 6 「定格日量冷却能力」とは、蓄熱槽内に蓄熱した熱量のうちの正味有効蓄熱容量と、昼間熱源機冷却の運転によって冷却される熱量を合計して、冷水出口温度 7℃で、二次側に供給できる日積算総熱量をいう。
7 「定格蓄熱消費電力量」とは、別表 2 に規定された蓄熱温度条件で定格蓄熱容量までに消費する電力（ブラインポンプ等の一次側補機の消費電力を含む。）を積算したものをいう。

別表 2 温度条件

単位：℃

		室外側空気条件	
		乾球温度	湿球温度
冷却	定格冷却	35	-
	定格冷却蓄熱	25	-

- 8 「昼間熱源機冷却消費電力量」とは、別表 2 に規定された定格冷却温度条件で、熱源機と蓄熱槽が直列に接続されて運転された時に消費する電力を積算したものをいう。
9 「日量蓄熱利用冷房効率」とは、日量蓄熱利用冷房能力を日量蓄熱利用冷房消費電力量で除した値をいう。
10 「日量蓄熱利用冷房能力」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表 1 に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で、最大 10 時間蓄熱運転した後、別表 1 に規定された一定の定格冷房温度条件で、蓄熱利用冷房時間、蓄熱利用冷房運転する間に室内から除去する熱量を積算したものをいう。
11 「日量蓄熱利用冷房消費電力量」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表 1 に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で、最大 10 時間蓄熱運転した間に消費する電力、及び別表 1 に規定された一定の定格冷房温度条件で、蓄熱利用冷房時間、蓄熱利用冷房運転する間に消費する室外機の電力を積算したものをいう。

別表 3 冷房の成績係数

区	分	成績係数
氷蓄熱ユニット		2.2
氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー		3.0

空調用機器	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	①期間成績係数が表に示された区分の数値以上であること。 ②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。	・建築設備工事において、施設毎の特性に応じた空調方式に留意しつつ、その使用を推進する。
-------	--------------------	--	---

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機」は、JIS B 8627 に規定されるもので、定格冷房能力が 28kW以上のものとする。
2 期間成績係数 (APFp) の算出方法は、JIS B 8627 による。

表 期間成績係数

区 分	期間成績係数(APFp)
冷房能力が 28kW 以上 35.5kW 未満	1.22 以上
冷房能力が 35.5kW 以上 45kW 未満	1.37 以上
冷房能力が 45kW 以上 56kW 未満	1.59 以上
冷房能力が 56kW 以上	1.70 以上

空調用機器	送風機	○プレミアム効率のモータが使用されていること。	・建築設備工事において、施設毎の特性に応じた空調方式に留意しつつ、その使用を推進する。
-------	-----	-------------------------	---

備考) 1 プレミアム効率のモータは、JIS C 4213 (低圧三相かご形誘導電動機—低圧トップランナーモータ) で規定される低圧トップランナーモータとする。
2 適用範囲は、定格電圧 600V 以下の三相誘導電動機を用いる空調用及び換気用遠心送風機とする。ただし、電動機直動式及び排煙機は除く。

空調用機器	ポンプ	○プレミアム効率のモータが使用されていること。	・建築設備工事において、施設毎の特性に応じた空調方式に留意しつつ、その使用を推進する。
-------	-----	-------------------------	---

備考) 1 プレミアム効率のモータは、JIS C 4213 (低圧三相かご形誘導電動機—低圧トップランナーモータ) で規定される低圧トップランナーモータとする。
2 適用範囲は、定格電圧 600V 以下の三相誘導電動機を用いる空調用ポンプのうち、軸継手により電動機とポンプ本体を直結した遠心ポンプとする。

配管材	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	○排水用又は通気用の硬質のポリ塩化ビニル管であって、使用済みの硬質のポリ塩化ビニル管を原料として、その使用割合が製品全体における重量比で表に示された区分の数値以上であること。 【配慮事項】 ○製品使用後に回収され、再生利用されるための仕組みが整っていること。	・建築設備工事において、建物 (敷地内を含む。) の排水及び通気用に塩化ビニル管を用いる場合においては、その使用を推進する。
-----	--------------------	---	--

備考) 1 判断の基準は、敷地内の排水設備で、屋内の排水管・通気管及び屋外の排水管に硬質のポリ塩化ビニル管を用いる場合の無圧配管においてのみ適用する。
2 「使用済みの硬質のポリ塩化ビニル管」は、JIS Q 14021 の 7.8.1.1a)2) 「ポストコンシューマ材料」の定義による硬質のポリ塩化ビニル管または継手類とする。

表 重量比

管の区分	重量比
三層管	30%
単層管	80%

1 三層管は、JIS K 9797 及び JIS K 9798 とする。
2 単層管は、使用済みの硬質のポリ塩化ビニル管を原料としたものであつてかつ JIS K 6741 の規格を満たした排水・通気用の管 (使用済みの硬質のポリ塩化ビニル管を原料としたものであることが容易に判別でき、かつ書面にて確認できるもの)、及び AS58 とする。

衛生器具	自動水栓	○電氣的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。	・建築設備工事において、使用頻度の高い箇所施設ごとの特性に応じ、その使用を推進する。
	自動洗浄装置及びその組み込み小便器	○洗浄水量が4L/回以下であり、また、使用状況により、洗浄水量を制御されること。	・建築設備工事において、使用頻度の高い箇所施設ごとの特性に応じ、その使用を推進する。
	洋風便器	○洗浄水量が8.5L/回以下であること。	・建築設備工事において、施設ごとの特性に応じ、その使用を推進する。

備考) 自動水栓の判断の基準は、公共用トイレの洗面用または手洗用の水栓を対象とし、止水の際、手を遠ざけた後速やかに止水できるものであること。

コンクリート用型枠	再生材料を使用した型枠	○再生材料を使用した型枠については、再生材料 (別表に掲げる物を原料としたもの) が原材料の重量比で 50% 以上 (複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計) 使用されており、使用後の再リサイクルが行われていること。	・コンクリート打設において、使用部位等に応じ、その使用を推進する。
-----------	-------------	---	-----------------------------------

		別表	
		再生材料の原料となるものの分類区分	
		<table border="1"> <tr><td>廃プラスチック</td></tr> <tr><td>古紙パルプ</td></tr> </table>	
廃プラスチック			
古紙パルプ			
【配慮事項】 ①再生材料を使用した型枠については、通常品と同等の施工性及び経済性（材料費、転用回数、回収費、再生処理費等を考慮）が確保されたものであること。 ②製品に使用されるプラスチックは、使用後に回収し、再リサイクルを行う際に支障を来さないものであること。			

- 備考) 1 ブレキャスト型枠等構造体の一部として利用する型枠及び化粧型枠は本品目の対象外とする。
 2 再生材料として再生プラスチックを用いる場合、「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう。（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

コンクリート用 型枠	合板型枠	○型枠に用いる合板が次のいずれかの要件を満たすこと ①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木の体積比割合が10%以上であり、かつ、それ以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ②①以外の場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木以外の木材にあつては、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 【配慮事項】 ○間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木以外の木材にあつては、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。	・コンクリート打設において、使用部位等に応じ、その使用を推進する。
---------------	------	---	-----------------------------------

- 備考) 1 本項の判断の基準②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。
 2 合板型枠の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、合板型枠の板面において、備考3ア. 及びイ. に示す内容が表示されていることを確認すること。
 3 合板型枠の板面には、次の内容を表示することとする。なお、当該表示内容については林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠したものとする。
 ア. 本項の判断の基準の①又は②の手続が適切になされた原木を使用していることを示す文言又は認証マーク
 イ. 認定・認証番号、認定団体名等
 なお、合板型枠の板面の表示は、各個ごとに板面の見やすい箇所に明瞭に表示していること。ただし、表面加工コンクリート型枠用合板であつて、コンクリート型枠用として使用するために裏面にも塗装又はオーバーレイを施し、板面への表示が困難なものにあつては木口面の見やすい箇所に明瞭に表示していること。
 また、合板型枠は、再使用に努めることとし、上記ア. 及びイ. を板面への表示をした合板型枠であっても、再使用等で板面への表示が確認できなくなる場合については、公共工事の受注者が、調達を行う機関に板面への表示をした合板型枠を活用していることを示した書面を提出することをもって、板面への表示がなされているものとみなす。

【建設機械】

品目名	要件	使用用途等																																																																		
<p>排出ガス対策型建設機械</p>	<p>○別表1及び別表2に掲げる建設機械について、搭載されているディーゼルエンジンから排出される各排出ガス成分及び黒煙の量が、それぞれ下表の第2次基準値又はこれより優れるものであること。</p> <p>別表1 トンネル工事中用建設機械</p> <table border="1" data-bbox="336 488 1209 837"> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>適 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バックホウ</td> <td>ディーゼルエンジン出力30KW以上560KW以下、大型ブレーカを装着したものを含む</td> </tr> <tr> <td>ホイールローダ・クローラローダ</td> <td>ディーゼルエンジン出力30KW以上560KW以下</td> </tr> <tr> <td>ダンプトラック</td> <td>ディーゼルエンジン出力30KW以上560KW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く</td> </tr> <tr> <td>トラックミキサ</td> <td>ディーゼルエンジン出力30KW以上560KW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表2 一般工事中用建設機械</p> <table border="1" data-bbox="336 920 1203 1055"> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>適 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バックホウ</td> <td>ディーゼルエンジン出力8KW以上560KW以下</td> </tr> <tr> <td>ホイールローダ</td> <td>ディーゼルエンジン出力8KW以上560KW以下</td> </tr> <tr> <td>ブルドーザ</td> <td>ディーゼルエンジン出力8KW以上560KW以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2次基準値</p> <table border="1" data-bbox="336 1137 1203 1406"> <thead> <tr> <th>対象物質 (単位)</th> <th>HC (g/kW・h)</th> <th>NOx (g/kW・h)</th> <th>CO (g/kW・h)</th> <th>PM (g/kW・h)</th> <th>黒煙 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出力区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8KW以上19KW未満</td> <td>1.5</td> <td>9</td> <td>5</td> <td>0.8</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>19KW以上37KW未満</td> <td>1.5</td> <td>8</td> <td>5</td> <td>0.8</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>37KW以上75KW未満</td> <td>1.3</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>0.4</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>75KW以上130KW未満</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>0.3</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>130KW以上560KW以下</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>3.5</td> <td>0.2</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table> <p>1. 測定方法は、別途定める「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)による。 2. トンネル工事中用建設機械は黒煙の基準値が表示基準値の1/5以下とする。</p> <p>○別表3及び別表4に掲げる建設機械について、搭載されているディーゼルエンジンから排出される各排出ガス成分及び黒煙の量が、それぞれ下表の第1次基準又はこれより優れるものであること。</p> <p>別表3 トンネル工事中用建設機械</p> <table border="1" data-bbox="336 1789 1203 1951"> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>適 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ドリルジャンボ</td> <td>ディーゼルエンジン出力30KW以上260KW以下 (40.8PS以上353PS以下)</td> </tr> <tr> <td>コンクリート吹付機</td> <td>ディーゼルエンジン出力30KW以上260KW以下 (40.8PS以上353PS以下)</td> </tr> </tbody> </table>	機 種	適 要	バックホウ	ディーゼルエンジン出力30KW以上560KW以下、大型ブレーカを装着したものを含む	ホイールローダ・クローラローダ	ディーゼルエンジン出力30KW以上560KW以下	ダンプトラック	ディーゼルエンジン出力30KW以上560KW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く	トラックミキサ	ディーゼルエンジン出力30KW以上560KW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く	機 種	適 要	バックホウ	ディーゼルエンジン出力8KW以上560KW以下	ホイールローダ	ディーゼルエンジン出力8KW以上560KW以下	ブルドーザ	ディーゼルエンジン出力8KW以上560KW以下	対象物質 (単位)	HC (g/kW・h)	NOx (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	PM (g/kW・h)	黒煙 (%)	出力区分						8KW以上19KW未満	1.5	9	5	0.8	40	19KW以上37KW未満	1.5	8	5	0.8	40	37KW以上75KW未満	1.3	7	5	0.4	40	75KW以上130KW未満	1	6	5	0.3	40	130KW以上560KW以下	1	6	3.5	0.2	40	機 種	適 要	ドリルジャンボ	ディーゼルエンジン出力30KW以上260KW以下 (40.8PS以上353PS以下)	コンクリート吹付機	ディーゼルエンジン出力30KW以上260KW以下 (40.8PS以上353PS以下)	<p>・「建設機械に関する技術指針」(平成3年10月8日付建設省経機発第247号)に従い、その使用を推進する。</p>
機 種	適 要																																																																			
バックホウ	ディーゼルエンジン出力30KW以上560KW以下、大型ブレーカを装着したものを含む																																																																			
ホイールローダ・クローラローダ	ディーゼルエンジン出力30KW以上560KW以下																																																																			
ダンプトラック	ディーゼルエンジン出力30KW以上560KW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く																																																																			
トラックミキサ	ディーゼルエンジン出力30KW以上560KW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く																																																																			
機 種	適 要																																																																			
バックホウ	ディーゼルエンジン出力8KW以上560KW以下																																																																			
ホイールローダ	ディーゼルエンジン出力8KW以上560KW以下																																																																			
ブルドーザ	ディーゼルエンジン出力8KW以上560KW以下																																																																			
対象物質 (単位)	HC (g/kW・h)	NOx (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	PM (g/kW・h)	黒煙 (%)																																																															
出力区分																																																																				
8KW以上19KW未満	1.5	9	5	0.8	40																																																															
19KW以上37KW未満	1.5	8	5	0.8	40																																																															
37KW以上75KW未満	1.3	7	5	0.4	40																																																															
75KW以上130KW未満	1	6	5	0.3	40																																																															
130KW以上560KW以下	1	6	3.5	0.2	40																																																															
機 種	適 要																																																																			
ドリルジャンボ	ディーゼルエンジン出力30KW以上260KW以下 (40.8PS以上353PS以下)																																																																			
コンクリート吹付機	ディーゼルエンジン出力30KW以上260KW以下 (40.8PS以上353PS以下)																																																																			

別表4 一般工事中用建設機械

機 種	適 要
発動発電機	ディーゼルエンジン出力7.5KW以上260KW以下 (10.2PS以上353PS以下)、可搬式 (溶接兼用機を含む)
空気圧縮機	ディーゼルエンジン出力7.5KW以上260KW以下 (10.2PS以上353PS以下)、可搬式
油圧ユニット	ディーゼルエンジン出力7.5KW以上260KW以下 (10.2PS以上353PS以下)、基礎工事中用機械で独立したもの
ローラ	ディーゼルエンジン出力7.5KW以上260KW以下 (10.2PS以上353PS以下)、ロードローラ、タイヤローラ、 振動ローラ
ホイールクレーン	ディーゼルエンジン出力7.5KW以上260KW以下 (10.2PS以上353PS以下)、ラフテレーンクレーン

第1次基準値

出力区分 \ 対象物質 (単位)	HC (g/kW・h)	NOx (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	黒煙 (%)
7.5KW以上15KW未満	2.4	12.4	5.7	50
15KW以上 30KW未満	1.9	10.5	5.7	50
30KW以上 272KW以下	1.3	9.2	5	50

1. 測定方法は、別途定める「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)による。

2. トンネル工事中用建設機械は黒煙の基準値が表示基準値の1/5以下とする。

備考)「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」(平成17年法律第51号)において、規制対象となる建設機械を使用する際は、同法の技術基準に適合したものをを使用すること。

低騒音型建設機械

○建設機械の騒音の測定値が別表に掲げる値以下のものであること。

(別表)

機種	機関出力 (kW)	騒音基準値 (dB)
ブルドーザ	P < 55	102
	55 ≤ P < 103	105
	103 ≤ P	105
バックホウ	P < 55	99
	55 ≤ P < 103	104
	103 ≤ P < 206	106
	206 ≤ P	106
ドラグライン クラムシェル	P < 55	100
	55 ≤ P < 103	104
	103 ≤ P < 206	107
	206 ≤ P	107
トラクターショベル	P < 55	102
	55 ≤ P < 103	104
	103 ≤ P	107
クローラークレーン トラッククレーン ホイールクレーン	P < 55	100
	55 ≤ P < 103	103
	103 ≤ P < 206	107
	206 ≤ P	107
パイプロハンマー		107
油圧式杭抜機 油圧式鋼管圧入・引抜機 油圧式杭圧入引抜機	P < 55	98
	55 ≤ P < 103	102
	103 ≤ P	104
アースオーガー	P < 55	100
	55 ≤ P < 103	104
	103 ≤ P	107
オールケーシング掘削機	P < 55	100
	55 ≤ P < 103	104
	103 ≤ P < 206	105
	206 ≤ P	107
アースドリル	P < 55	100
	55 ≤ P < 103	104
	103 ≤ P	107
さく岩機 (コンクリートブレイカー)		106
ロードローラ タイヤローラ 振動ローラ	P < 55	101
	55 ≤ P	104
コンクリートポンプ (車)	P < 55	100
	55 ≤ P < 103	103
	103 ≤ P	107
コンクリート圧砕機	P < 55	99
	55 ≤ P < 103	103
	103 ≤ P < 206	106
	206 ≤ P	107
アスファルトフィニッシャー	P < 55	101
	55 ≤ P < 103	105
	103 ≤ P	107
コンクリートカッター		106
空気圧縮機	P < 55	101
	55 ≤ P	105
発動発電機	P < 55	98
	55 ≤ P	102

・「建設工事に伴う騒音振動対策指針技術指針」(昭和51年3月2日付建設省経機発第54号) に従い、騒音、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認められる区域において、その使用を推進する。

【工法】

品目分類	品目名	要件	使用用途等
建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法	○施工現場で発生する粘性土等の低品質土を、当該現場内において利用することにより、建設発生土の場外搬出量を削減することができる工法であること。	・粘性土等の低品質土が発生する現場において、現場内で土質改良や施工上の工夫を行うことにより、再利用できる工種等がある工事において、その使用を推進する。なお、土質改良等については、「発生土利用基準」に基づき、品質の確保に留意する。
建設泥土再生処理工法	建設泥土再生処理工法	①施工現場で発生する建設泥土を、現場内再生利用を目的として現場内で盛土材や流動化処理土へ再生する工法であること。 ②重金属等有害物質の含有及び溶出については、土壌汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）及び土壌の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）を満たすこと。	・建設泥土が発生する現場において、現場内再生処理設備の設置場所、稼働時の騒音及び振動等に留意しつつ、建設泥土を再生した処理土及び流動化処理土として、4MPa以上の脱圧力処理又は流動化処理により現場内再利用できる工種等がある工事において、その使用を推進する。なお、再生処理土については「建設汚泥再生利用技術基準（案）」又は「建設汚泥リサイクル指針」、流動化処理土については「流動化処理土利用技術マニュアル」に基づき、品質の確保に留意する。
コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法	○施工現場で発生するコンクリート塊を、現場内再生利用を目的としてコンクリート又は骨材に再生処理する工法であること。	・コンクリート塊の発生する現場において、現場内再生処理設備の設置場所、稼働時の騒音及び振動等に留意しつつ、再生骨材及び再生コンクリートとして現場内利用できる工種等がある工事において、その使用を推進する。なお、再生コンクリートについては、要求される強度、耐久性を満足するよう品質の確保に留意し、再生骨材については、「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準（案）」に基づき、粒度調整可能な破砕機による破砕、選別、混合物除去等を行い、品質の確保に留意する。

舗装（表層）	路上表層再生工法	○既設アスファルト舗装の表層を粉砕し、必要に応じて新規アスファルト混合物や添加材料を加え、混合して締め固め、現位置又は当該現場付近で表層を再生する工法であること。	・舗装計画交通量1000台／日未満の道路の路盤を補修する場合に、その使用を推進する。
舗装（路盤）	路上再生路盤工法	○既設舗装の路盤材とアスファルト・コンクリート層を粉砕して混合し、安定処理を施し、現位置で路盤を再生する工法であること。	・舗装計画交通量1000台／日未満の道路の路盤を補修する場合に、その使用を推進する。

備考）アスファルト混合物の層の厚さが10cm以下の道路において使用するものとする。

法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	○施工現場における伐採材や建設発生土を、当該施工現場において有効利用する工法であること。 ただし、伐採材及び建設発生土を合算した使用量は、現地で添加する水を除いた生育基盤材料の容積比で70%以上を占めること。	・道路等の切土法面や盛土法面において、その使用を推進する。
山留め工法	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法	○セメント系固化剤の一部として泥土を再利用又はセメント系固化剤の注入量を削減することにより、施工に伴い発生する泥土が低減できる工法であること。	・仮設工事において、その使用を推進する。

備考）本項の判断の基準の対象とする「泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法」は、仮設工事において使用するものとする。

【目的物】

品目分類	品目名	要件	使用用途等
舗装	排水性舗装	○雨水を道路の路面下に浸透させて排水溝に流出させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる舗装であること。	・道路交通騒音を減少させる必要のある道路において、その使用を推進する。

備考) 道路交通騒音を減少させる必要がある場合に使用するものとする。

舗装	透水性舗装	○雨水を道路の路床に浸透させることができる舗装であること。	・雨水を道路の路床に浸透させる必要がある歩行者道等の自動車交通がない道路において、その使用を推進する。
----	-------	-------------------------------	---

備考) 雨水を道路の路床に浸透させる必要のある歩行者道等の自動車交通がない道路の部分において使用するものとする。

屋上緑化	屋上緑化	<p>①植物の健全な生育及び生育基盤を有するものであること。</p> <p>②ヒートアイランド現象の緩和等都市環境改善効果を有するものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①屋上緑化に適した植物を使用するものであること。</p> <p>②灌水への雨水利用に配慮するとともに、植物の生育基盤の保水及び排水機能が適切に確保された構造であること。</p>	・荷重の増大による構造体への影響に留意しつつ、建物の屋上などでの整備を推進する。
------	------	---	--

備考) 建物の屋上等において設置するものとする。

提出書類の様式

**(島しょ地域)環境物品等(特別品目)使用予定(実績)チェックリスト
(平成29年度)**

工事件名 : _____
 起工日 : _____
 工期 : _____
 受注者名 : _____

※「通常品(新材)」欄は、特別品目の数量が0でも記入すること

品目分類番号	品目名	品目名注2	単位	数量		使用割合(%)	供給エリア外注3	工事段階不採用数量注4	備考	
				特別品目	通常品(新材)※					
資材	1	建設発生土	m3							
	2	建設発生土の有効利用を図るもの	良質土(道路上工事で使用するもの)	m3						
	3		改良土	m3						
	4		しゅんせつ土	m3						
	5		しゅんせつ土改良土	m3						
	6		熱帯雨林材等の使用を抑制するもの	環境配慮型型枠(複合合板型枠等)						別紙1チェックリストへ記入
	7	再生砕石(擁壁等裏込め用)	再生クラッシュラン	m3						
	8		再生砕石(擁壁等裏込め用)	m3						
	9		再生砕石(グラベルコンパクションパイル工法用)	m3						
	10		再生単粒度砕石(浸透レンヂ用)	m3						
	11		再生粒度調整砕石	m3						
	12		再生砂	m3						
	13		コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等の有効利用を図るもの	再生加熱アスファルト混合物	t					面積(m2)×厚さ(m)×締固め後密度(t/m3)により入力。(「使用の手引き」2(3)参照。)
	14			再生加熱アスファルト処理混合物	t					
	15			再生骨材Lを用いたコンクリート	m3					均しコンクリート、捨てコンクリート、裏込めコンクリート等
	16			再生骨材Mを用いたコンクリート	m3					乾燥収縮や塩害を受けにくい構造部材や無筋コンクリート部材等
	17			再生骨材Hを用いたレディーミストコンクリート	m3					建築物の基礎、主要構造部、基礎、杭、耐圧版、基礎梁、鋼管充填コンクリート等
	18			再生コンクリート路盤材	m3					
	19	再生コンクリート砕石等	m3							
	20	再生コンクリート埋立材	m3							
	21	島内産材料の利用を促進するもの(岩石、溶岩、火山礫等)	耐火石(石英粗面岩)を用いた土木材料等	m3						
	22		火山礫を用いた土木材料等	m3						
	23		溶岩を用いた土木材料等	m3						
	24		その他の岩石を用いた土木材料等	m3						
25	廃棄物処理に伴う副産物の有効利用を図るもの	エコセメント(直接利用)	t							
26		エコセメントを用いた均し(捨て)コンクリート等	m3							
27		エコセメントを用いたレディーミストコンクリート	m3							
28		エコセメントを用いたコンクリート二次製品	個							
29		スーパーアッシュを用いたコンクリート二次製品(基礎くい)	本							
30	高効率空調用機器(熱源機器)	高効率空調用機器(熱源機器)								
31		高効率空調用機器(熱源以外の空調機器)						別紙2チェックリストへ記入		
32	温室効果ガスの削減を図るもの	発光ダイオードを用いた交通信号機	個							
33		LEDを光源とする照明器具	台							
34		高効率のランプ等を使用した照明器具(道路照明)	台							
35		ノンフロン断熱材	工事数					1もしくは0(空欄可)で入力		
36	その他環境負荷の低減に寄与するもの	LEDを光源とする非常用照明器具	台							
37		照明制御システム	台							
38		環境配慮形(EM)電線・ケーブル	m							
39		RoHS指令対応電線・ケーブル	m							
40		鉛フリー亀甲金網	m2							
41		低VOC塗料	リットル							
42		電炉鋼材などのリサイクル鋼材(棒鋼)	t							
43		電炉鋼材などのリサイクル鋼材(形鋼)	t							
44	電炉鋼材などのリサイクル鋼材(鋼板)	t								

設計業務段階 : 本チェックリスト(使用予定)を「リサイクル計画書」に添付します。(「起工日」については起工前と入力する。)

施工計画書作成段階 : 本チェックリスト(使用予定)を「施工計画書」に添付します。

調達完了段階 : 本チェックリスト(実績)により報告します。

※「通常品(新材)」欄は、特別品目の数量が0でも記入すること

注1) 記入の際は、最初に別シート⑥使用の手引き、⑦通常品の考え方を必ずご確認ください。

注2) 品目の内容は、環境物品等調達方針の本文でご確認ください。

注3) 「供給エリア外」欄は、特別品目が供給エリア外のため使用できない場合に入力してください。

注4) 「工事段階不採用数量」欄は、特別品目の使用を工事段階で取りやめた場合に入力してください。

**(島しょ地域)環境物品等(特別品目)使用予定(実績)チェックリスト
(環境配慮型型枠)
(平成29年度)**

工事件名 : _____
 起工日 : _____
 工期 : _____
 受注者名 : _____

品目 分類 番号	品目名		単位	数量	供給 エリア 外 ^{注4}	工事段階 不採用 数量 ^{注5}	備考
	品目分類	品目名 ^{注3}					
資 材 6	-1	国産材合板型枠	m2				
	-2	針葉樹材合板型枠	m2				
	-3	複合合板型枠(熱帯雨林材を含まないもの)	m2				
	-4	複合合板型枠(注1を満たす熱帯雨林材を含むもの)	m2				熱帯雨林材の使用は、やむを得ない場合に限る
	-5	金属型枠	m2				
	-6	熱帯雨林材等の使用を抑制するもの 再生木材型枠	m2				
	-7	再生樹脂混入木材型枠	m2				
	-8	プラスチック型枠	m2				
	-9	再生プラスチック型枠	m2				
	-10	熱帯雨林材合板型枠(注1の条件を満たすもの)	m2				熱帯雨林材合板の使用は、やむを得ない場合に限る
	-11	上記以外の型枠(品目名: _____)	m2				熱帯雨林材を使用しないか又は使用を抑制した型枠であること
通常品※		注1を満たさない熱帯雨林材を使用した型枠	m2				注1を満たさない熱帯雨林材は、原則として使用しない

設計業務段階 : 必要に応じて本チェックリスト(使用予定)を「リサイクル計画書」に添付します。(「起工日」については起工前と入力する。)
 施工計画書作成段階 : 本チェックリスト(使用予定)を「施工計画書」に添付します。
 調達完了段階 : 本チェックリスト(実績)により報告します。

注1) 認証材(FSC、PEFC又はSGECによるもの*)、
 又は以下の①、②の条件を全て満たすものであること
 ①原木の伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法な木材
 ②持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたもの

* FSC: Forest Stewardship Council(森林管理協議会)
 PEFC: Programme for the Endorsement of Forest Certification schemes
 SGEC: Sustainable Green Ecosystem Council(緑の循環認証会議)

注2) 記入の際は、最初に別シート⑥使用の手引きを必ずご確認ください。
 注3) 品目の内容は、環境物品等調達方針の本文でご確認ください。
 注4) 「供給エリア外」欄は、特別品目が供給エリア外のため使用できない場合に入力してください。
 注5) 「工事段階不採用数量」欄は、特別品目の使用を工事段階で取りやめた場合に入力してください。

※「通常品」欄は、特別品目の数量が0でも記入すること

**(島しょ地域)環境物品等(特別品目)使用予定(実績)チェックリスト
(高効率空調用機器)
(平成29年度)**

工事件名 : _____
 起 工 日 : _____
 工 期 : _____
 受注者名 : _____

※「通常品」欄は、特別品目の数量が0でも記入すること

品目 分類 番号	品目名 品目分類	品目名 ^{注2}	単位	数量		使用割合(%)	供給 エリア ^{注3} 外	工事段階 不採用 数量 ^{注4}	備考	
				特別品目	通常品※					
30	-1 -2 -3 -4 -5 -6 -7 -8 -9 -10 -11 -12 -13 -14	熱源機器 (蒸気ボイラー-伝熱面積10㎡以上)	台							
			熱源機器 (温水ボイラー)	台						
			熱源機器 (直焚吸収冷温水機)	台						
			熱源機器 (排熱投入型直焚吸収冷温水機)	台						
			熱源機器 (小型吸収冷温水機ユニット)	台						
			熱源機器 (空気熱源ヒートポンプユニット)	台						
			熱源機器 (熱回収ヒートポンプユニット)	台						
			熱源機器 (熱回収ターボ冷凍機)	台						
			熱源機器 (水冷チリングユニット)	台						
			熱源機器 (空冷チリングユニット)	台						
			熱源機器 (ターボ冷凍機)	台						
			熱源機器 (ブライントーボ冷凍機)	台						
			熱源機器 (蒸気吸収冷凍機)	台						
			熱源機器 (温水吸収冷凍機)	台						
31	-1 -2 -3 -4 -5	熱源以外の空調機器 (冷却塔)	台							
			熱源以外の空調機器 (空調用ポンプ)	台						
			熱源以外の空調機器 (空調機いわゆるエアハンドリングユニット)	台						
			熱源以外の空調機器 (パッケージ形空調機)	台						
			熱源以外の空調機器 (空調・換気設備用ファン)	台						

設計業務段階 : 本チェックリスト(使用予定)を「リサイクル計画書」に添付します。(「起工日」については起工前と入力する。)
 施工計画書作成段階 : 本チェックリスト(使用予定)を「施工計画書」に添付します。
 調達完了段階 : 本チェックリスト(実績)により報告します。

※「通常品」欄は、特別品目の数量が0でも記入すること

注1) 記入の際は、最初に別シート⑥使用の手引き、⑧通常品の考え方を必ずご確認ください。
 注2) 品目の内容は、環境物品等調達方針の本文でご確認ください。
 注3) 「供給エリア外」欄は、特別品目が供給エリア外のため使用できない場合に入力してください。
 注4) 「工事段階不採用数量」欄は、特別品目の使用を工事段階で取りやめた場合に入力してください。

(島しょ地域)環境物品等(特定調達品目)使用予定(実績)チェックリスト (平成29年度)

工事件名 : _____
 起工日 : _____
 工期 : _____
 受注者名 : _____

品目分類番号	品目名		単位	数量	備考
	品目分類	品目名			
1	盛土材等	建設泥土から発生した処理土	m3		
2		土工用水砕スラグ	m3		
3		銅スラグを用いたケーソン中詰め材	m3		
4		フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	m3		
5	地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	m3		
6	コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	m3		コンクリート製品に用いられているものは、除く。
7		フェロニッケルスラグ骨材	m3		
8		銅スラグ骨材	m3		
9		電気炉酸化スラグ骨材	m3		
10	アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	t		「特別品目」の「再生加熱アスファルト混合物」に入力する。(「使用の手引き」3(2)参照。)
11		鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	t		
12	路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材	m3		「特別品目」の「再生クラッシュラン」、「再生粒度調整砕石」、「再生砂」のいずれかに入力する。(「使用の手引き」3(2)参照。)
13		再生骨材等	m3		
14	小径丸太	間伐材	m3		
15-1	混合セメント	高炉セメント	t		・生コンクリートも集計を行う。 ・コンクリート製品は除く。
16-2		生コンクリート(高炉)	m3		
15-1		フライアッシュセメント	t		
16-2		生コンクリート(フライアッシュ)	m3		
17	セメント	エコセメント	個		「特別品目」の「エコセメント(直接利用)」、「エコセメントを用いた均し(捨て)コンクリート等」、「エコセメントを用いたレディーミクストコンクリート」、「エコセメントを用いたコンクリート二次製品」のいずれかに入力する。(「使用の手引き」3(2)参照。)
18-1	コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート	m3		コンクリートとコンクリート製品を分けて実績を把握。
18-2		透水性コンクリート2次製品	個		
19	鉄鋼スラグ水和固化体	鉄鋼スラグブロック	kg		
20	吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	m3		
21	塗料	下塗用塗料(重防食)	kg		
22		低揮発性有機溶剤型の路面表示用水性塗料	m2		
23		高日射反射率塗料	m2		
24	防水	高日射反射率防水	m2		
25	舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成)	m2		
26		再生材料を用いた舗装用ブロック類(プレキャスト無筋コンクリート製品)	m2		
27	園芸資材	ハークたい肥	kg		
28		下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料(下水汚泥コンポスト)	kg		
29	タイル	セラミックタイル(陶磁器質タイル)	m2		
30	建具	断熱サッシ・ドア	工事数		1もしくは0で入力
31	製材等	製材	m3		基本的にはm2で集計を行う。ただし、使用部位によってm3で集計を行わざるを得ない場合にはm3で集計する。
32		集成材	m3		
33		合板	m2		
34		単板積層材(LVL)	m3		
35		直交集成板(CLT)	m3		
36	フローリング	フローリング	m2		
37	再生木質ボード	パーティクルボード	m2		
38		繊維板	m2		
39		木質系セメント板	m2		
40	ビニル系床材	ビニル系床材	m2		
41	断熱材	断熱材	工事数		「特別品目」の「ノンフロン断熱材」に入力する。(「使用の手引き」3(2)参照。)
42	照明機器	照明制御システム	工事数		「特別品目」の「照明制御システム」に入力する。(「使用の手引き」3(2)参照。)
43	変圧器	変圧器	台		
44	空調用機器	吸収冷温水機	台		
45		水蓄熱式空調機器	台		
46		ガスエンジンヒートポンプ式空調和機	台		
47		送風機	台		
48		ポンプ	台		
49	配管材	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	m		
50	衛生器具	自動水栓	工事数		1もしくは0で入力
51		自動洗浄装置及びその組み込み小便器	工事数		1もしくは0で入力
52		洋風便器	工事数		1もしくは0で入力
53	コンクリート用型枠	再生材料を使用した型枠	工事数		「特別品目」の「環境配慮型型枠」に入力する。(「使用の手引き」3(2)参照。)
54		合板型枠	m2		
55	建設機械	排出ガス対策型建設機械	工事数		1もしくは0で入力
56		低騒音型建設機械	工事数		1もしくは0で入力
57	建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法	工事数		1もしくは0で入力
58	建設泥土再生処理工法	建設泥土再生処理工法	工事数		1もしくは0で入力
59	コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法	工事数		1もしくは0で入力
60	舗装(表層)	路上表層再生工法	工事数		1もしくは0で入力
61	舗装(路盤)	路上再生路盤工法	工事数		1もしくは0で入力
62	法面緑化工法	伐採材及び建設発生土を活用した法面緑化工法	工事数		1もしくは0で入力
63	山留め工法	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法	工事数		1もしくは0で入力
64	舗装	排水性舗装	m2		
65		透水性舗装	m2		
66	屋上緑化	屋上緑化	m2		

設計業務段階 : 本チェックリスト(使用予定)を「リサイクル計画書」に添付します。(起工日については「起工前と入力する。」)
 施工計画書作成段階 : 本チェックリスト(使用予定)を「施工計画書」に添付します。
 調達完了段階 : 本チェックリスト(実績)により報告します。

環境物品等（調達推進品目）使用予定（実績）チェックリスト

工事件名 : _____

起工日 : _____

工期 : _____

受注者名 : _____

	品目名		使用量	単位
	（品目分類）	（品目名）		
資材				
建設機械				
工法				
目的物				

設計業務段階 : 本チェックリスト(使用予定)を「リサイクル計画書」に添付します。
 (「起工日」については起工前と入力する。)

施工計画書作成段階 : 本チェックリスト(使用予定)を「施工計画書」に添付します。

調達完了段階 : 本チェックリスト(実績)により報告します。

「環境物品等使用予定(実績)チェックリスト」作成ファイル使用の手引き

1. 構成

本ファイルは、下記のシートにより構成されています。

- ①特別品目リスト
- ②特別品目リスト(環境配慮型型枠)
- ③特別品目リスト別紙(高効率空調用機器)
- ④特定調達品目リスト
- ⑤調達推進品目リスト
- ⑥使用の手引き
- ⑦通常品考え方(特別品目リスト)
- ⑧通常品考え方(空調用機器)

上記のうち、①～⑤は直接入力兼印刷用のシートとなっています。⑥～⑧は使用の手引きとなっています。

2. 特別品目

- (1) 「特別品目リスト」に直接入力し、これを印刷。それぞれの報告書に添付してください。
 - ①設計業務段階:各使用物品の予定使用量を入力し、本リストを印刷、これを「リサイクル計画書」に添付します。
 - ②施工計画書作成段階:各使用物品の予定使用量を入力し、本リストを印刷、これを「施工計画書」に添付します。
 - ③調達完了段階:各使用物品の実施使用量を入力し、本リストを印刷、これにより報告します。
- (2) ①特別品目には、判断の基準を満足する資材の使用量を記載します。
 - ②特別品目の使用量の把握が困難な場合は、当該物品等に係る工事金額を単価で割り戻して算出してもよいです。
 - ③「通常品(新材)」欄には、通常品や新材の数量を記載します。⑦、⑧シートの「考え方」をご利用ください。
 - ④「通常品(新材)」欄は、通常品や新材を使用する場合には、特別品目の数量が「0」でも記入が必要ですので、ご注意ください。(通常品や新材を使用しない場合は「0」を記入してください。)
 - ⑤「使用割合」欄は自動で入力されます。
 使用割合 = 特別品目の使用量 / (特別品目の使用量 + 通常品(新材)の使用量)
 - ⑥「供給エリア外」欄には、特別品目の使用予定量を「0」とした場合に、特別品目の使用予定量が「0」となった理由が、品目の供給エリアの範囲外であった場合に、「0」を入力してください。
 なお、特別品目を使用する場合や不採用理由が「供給エリア外」とは別に存在する場合は、入力不要です。
 - ⑦「工事段階不採用」欄には、「設計業務段階」で特別品目の使用が予定されていたにも関わらず、工事段階の「施工計画書作成段階」、「調達完了段階」で使用を取りやめて、特別品目の使用量を「0」に変えた場合は、その取りやめた設計数量を入力すること
- (3) <個別>
 - 1)アスファルト混合物の数量は、面積(m²)×厚さ(m)×締固め後密度(t/m³)により下表を参考に入力します。

	アスファルト混合物の締固め後密度 (t/m ³)		
	車道・路肩	歩道	アスカーブ
粗粒度及び密粒度アスコン	2.35	2.20	—
細粒度アスコン	2.30	2.15	2.10
開粒度アスコン	1.94	—	—
瀝青安定処理路盤材	2.35	—	—
排水性アスコン	2.00	—	—

3. 特定調達品目

- (1) 「特定調達品目リスト」に直接入力し、これを印刷。それぞれの報告書に添付してください。
- ①設計業務段階:各使用物品の予定使用量を入力し、本リストを印刷、これを「リサイクル計画書」に添付します。
 - ②施工計画書作成段階:各使用物品の予定使用量を入力し、本リストを印刷、これを「施工計画書」に添付します。
 - ③調達完了段階:各使用物品の実施使用量を入力し、本リストを印刷、これこれにより報告します。
- (2) 「特定調達品目」は国が設定したものをそのまま掲載しているため、「特別品目」と重複している品目が存在します。重複している物品は、「特別品目」にのみ記載します。
- (3) <個別>
高炉セメント、フライアッシュセメントは、実際はコンクリートとして使用する場合が多く、契約数量もコンクリートボリュームであるため、「コンクリートの使用量(m3)」及び「セメントとして用いられた量(t)」の両方での集計を可能とします。

4. 調達推成品目

- 「調達推成品目リスト」に直接入力し、これを印刷。それぞれの報告書に添付してください。
- ①設計業務段階:各使用物品の予定使用量を入力し、本リストを印刷、これを「リサイクル計画書」に添付します。
 - ②施工計画書作成段階:各使用物品の予定使用量を入力し、本リストを印刷、これを「施工計画書」に添付します。
 - ③調達完了段階:各使用物品の実施使用量を入力し、本リストを印刷、これにより報告します。

5. 環境物品等チェックリスト作成ファイルの提出

環境物品等チェックリスト作成ファイルは、工事毎に各監督員に提出してください。

○ その他

- ・セルがロックされていて記入ができないときは、「書式」「シートの保護...」で解除してください。
- ・物品を使用しない場合は「0」と明記してください。無記入は記入漏れとの区別がつかないので避けてください。「数量」欄は全てのセルに数字を入力しないと、「記入漏れチェック」欄の色が無色になりません。

(島しょ地域)環境物品等(特別品目)使用予定(実績)チェックリスト

「通常品(新材)」の例と考え方

※「通常品(新材)」欄は、特別品目の数量が0でも記入すること

品目分類番号	品目名	品目名	単位	通常品(新材)※	「通常品(新材)」例：考え方
1	建設発生土の有効利用を図るもの	建設発生土	m3		新たに採取した土：発生土をそのまま利用できるのに新たに採取した土を使用した場合カウント
		改良土(道路上工事で使用するもの)	m3		新たに採取した土：道路工事でそのまま埋戻しに使用できるのに新たに採取した土を使用した場合カウント
		改良土	m3		新たに採取した土：道路工事で埋戻し等に改良土が利用できず、新たに採取した土を使用した場合カウント
		しゅんせつ土	m3		
		しゅんせつ土改良土	m3		
6	熱帯雨林材等の使用を抑制するもの	環境配慮型型枠(複合板型枠等)			別紙1チェックリストへ記入
7	コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等の有効利用を図るもの	再生クラッシュラン	m3		クラッシュラン：新たに採取したクラッシュランをカウント
8		再生砕石(擁壁等表込め用)	m3		砕石：擁壁等表込め用として、新たに採取した砕石を使用した場合にカウント
9		再生砕石(グラベルコンパクションパイル工法用)	m3		砕石：グラベルコンパクションパイル工法用として、新たに採取した砕石を使用した場合にカウント
10		再生単粒度砕石(浸透レンチ用)	m3		単粒度砕石：浸透レンチ用として、新たに採取した砕石を使用した場合にカウント
11		再生粒度調整砕石	m3		粒度調整砕石：新たに採取した砕石をカウント
12		再生砂	m3		砂：埋戻し等に新たに採取した砂を使用した場合カウント
13		再生加熱アスファルト混合物	t		加熱アスファルト混合物：新材の骨材のみを使用していた場合カウント
14		再生加熱アスファルト処理混合物	t		加熱アスファルト処理混合物：新材の骨材のみを使用していた場合カウント
15		再生骨材Lを用いたコンクリート	m3		レディーミストコンクリート：均しコンクリート、捨てコンクリート、裏込めコンクリート等の再生骨材Lを用いたコンクリートが利用できる用途に通常のレディーミストコンクリートを使用していた場合カウント
16		再生骨材Mを用いたコンクリート	m3		レディーミストコンクリート：乾燥収縮や塩害を受けにくい構造部材等の再生骨材Mを用いたコンクリートが利用できる用途に通常のレディーミストコンクリートを使用していた場合カウント
17		再生骨材Hを用いたレディーミストコンクリート	m3		レディーミストコンクリート：建築物の基礎、主要構造部等の再生骨材L又はMを用いたコンクリートが使用できない用途に通常のレディーミストコンクリートを使用していた場合カウント
18		再生コンクリート路盤材	m3		
19	再生コンクリート砕石等	m3			
20	再生コンクリート埋立材	m3			
21	島内産材料の利用を促進するもの(岩石、溶岩、火山礫等)	抗火石(石英粗面岩)を用いた土木材料等	m3		
22		火山礫を用いた土木材料等	m3		
23		溶岩を用いた土木材料等	m3		
24		その他の岩石を用いた土木材料等	m3		
25	廃棄物処理に伴う副産物の有効利用を図るもの	エコセメント(直接利用)	t		
26		エコセメントを用いた均し(捨て)コンクリート等	m3		
27		エコセメントを用いたレディーミストコンクリート	m3		
28		エコセメントを用いたコンクリート二次製品	個		コンクリート二次製品：エコセメントを用いないコンクリート二次製品(スーパーアッシュを用いた製品も含む)をカウント
29	スーパーアッシュを用いたコンクリート二次製品(基礎)	本		コンクリート二次製品：スーパーアッシュを用いないコンクリート二次製品(エコセメントを用いた製品も含む)の基礎をカウント	
30	温室効果ガスの削減を図るもの	高効率空調用機器(熱源機器)			別紙2チェックリストへ記入
31		高効率空調用機器(熱源以外の空調機器)			
32	LEDを光源とする非常用照明器具	発光ダイオードを用いた交通信号機	個		発光ダイオードを用いていない交通信号機：発光ダイオードを用いていない交通信号機をカウント
33		LEDを光源とする照明器具	台		LEDを光源としない照明器具：施設照明でLEDを光源としない照明器具や要件を満たさないものをカウント
34		高効率のランプ等を使用した照明器具(道路照明)	台		高効率のランプ等を使用しない照明器具：道路照明で要件を満たさない照明器具をカウント
35		ノンフロン断熱材	工事数		ノンフロンではない断熱材：ノンフロンではない断熱材を使用している工事数をカウント
36	その他環境負荷の低減に寄与するもの	LEDを光源とする非常用照明器具	台		LEDを光源としない非常用照明器具：非常用照明器具でLEDを光源としない照明器具や要件を満たさないものをカウント
37		照明制御システム	台		電力節減機能を有さない照明制御システム：LED照明用の照明制御システムで電力節減機能を有さないシステムをカウント
38		環境配慮形(EM)電線・ケーブル	m		環境配慮形ではない電線・ケーブル：要件を満たさない電線・ケーブルをカウント(35RoHSケーブルは除く)
39		RoHS指令対応電線・ケーブル	m		RoHS指令対応ではない電線・ケーブル：要件を満たさない電線・ケーブルをカウント
40	低VOC塗料	鉛フリー電甲金網	m2		鉛フリーではない電甲金網：鉛フリーでない電甲金網をカウント
41		低VOC塗料	リットル		低VOCではない塗料：低VOC等の要件を満たさない塗料をカウント
42		電炉鋼材などのリサイクル鋼材(棒鋼)	t		新材の鋼材(棒鋼)：高炉で鉄鉱石を主体に製造された鋼材を使用した鋼材をカウント
43		電炉鋼材などのリサイクル鋼材(形鋼)	t		新材の鋼材(形鋼)：高炉で鉄鉱石を主体に製造された鋼材を使用した形鋼をカウント
44	電炉鋼材などのリサイクル鋼材(鋼板)	t		新材の鋼材(鋼板)：高炉で鉄鉱石を主体に製造された鋼材を使用した鋼板をカウント(鋼材検査証明書(ミルシート)で確認可能)	

※「通常品(新材)」欄は、特別品目の数量が0でも記入すること

**(島しょ地域)環境物品等(特別品目)使用予定(実績)チェックリスト
(高効率空調用機器)**

通常品の例と考え方

※「通常品」欄は、特別品目の数量が0でも記入すること

品目 分類 番号	品目名		単位	「通常品」欄は、特別品目の数量が0でも記入すること		
	品目分類	品目名		通常品※	「通常品」例：考え方	
30	30	温室効果ガスの削減を図るもの	-1	熱源機器 (蒸気ボイラー伝熱面積10㎡以上)	台	成績係数が環境物品等調達方針「別表3 高効率空調用機器(熱源機器)」に掲げた数値未満の機器を通常品としてカウント
			-2	熱源機器 (温水ボイラー)	台	成績係数が環境物品等調達方針「別表3 高効率空調用機器(熱源機器)」に掲げた数値未満の機器を通常品としてカウント
			-3	熱源機器 (直焚吸収冷温水機)	台	成績係数が環境物品等調達方針「別表3 高効率空調用機器(熱源機器)」に掲げた数値未満の機器を通常品としてカウント
			-4	熱源機器 (排熱投入型直焚吸収冷温水機)	台	成績係数が環境物品等調達方針「別表3 高効率空調用機器(熱源機器)」に掲げた数値未満の機器を通常品としてカウント
			-5	熱源機器 (小型吸収冷温水機ユニット)	台	成績係数が環境物品等調達方針「別表3 高効率空調用機器(熱源機器)」に掲げた数値未満の機器を通常品としてカウント
			-6	熱源機器 (空気熱源ヒートポンプユニット)	台	成績係数が環境物品等調達方針「別表3 高効率空調用機器(熱源機器)」に掲げた数値未満の機器を通常品としてカウント
			-7	熱源機器 (熱回収ヒートポンプユニット)	台	成績係数が環境物品等調達方針「別表3 高効率空調用機器(熱源機器)」に掲げた数値未満の機器を通常品としてカウント
			-8	熱源機器 (熱回収ターボ冷凍機)	台	成績係数が環境物品等調達方針「別表3 高効率空調用機器(熱源機器)」に掲げた数値未満の機器を通常品としてカウント
			-9	熱源機器 (水冷チリングユニット)	台	成績係数が環境物品等調達方針「別表3 高効率空調用機器(熱源機器)」に掲げた数値未満の機器を通常品としてカウント
			-10	熱源機器 (空冷チリングユニット)	台	成績係数が環境物品等調達方針「別表3 高効率空調用機器(熱源機器)」に掲げた数値未満の機器を通常品としてカウント
			-11	熱源機器 (ターボ冷凍機)	台	成績係数が環境物品等調達方針「別表3 高効率空調用機器(熱源機器)」に掲げた数値未満の機器を通常品としてカウント
			-12	熱源機器 (ブラインターボ冷凍機)	台	成績係数が環境物品等調達方針「別表3 高効率空調用機器(熱源機器)」に掲げた数値未満の機器を通常品としてカウント
			-13	熱源機器 (蒸気吸収冷凍機)	台	成績係数が環境物品等調達方針「別表3 高効率空調用機器(熱源機器)」に掲げた数値未満の機器を通常品としてカウント
			-14	熱源機器 (温水吸収冷凍機)	台	成績係数が環境物品等調達方針「別表3 高効率空調用機器(熱源機器)」に掲げた数値未満の機器を通常品としてカウント
31	31		-1	熱源以外の空調機器 (冷却塔)	台	環境物品等調達方針「別表4 高効率空調用機器(熱源以外の空調機器)」に該当する部品のいずれも採用していない機器を通常品としてカウント
			-2	熱源以外の空調機器 (空調用ポンプ)	台	環境物品等調達方針「別表4 高効率空調用機器(熱源以外の空調機器)」に該当する部品のいずれも採用していない機器を通常品としてカウント
			-3	熱源以外の空調機器 (空調機いわるエアハンドリングユニット)	台	環境物品等調達方針「別表4 高効率空調用機器(熱源以外の空調機器)」に該当する部品のいずれも採用していない機器を通常品としてカウント
			-4	熱源以外の空調機器 (パッケージ形空調機)	台	環境物品等調達方針「別表4 高効率空調用機器(熱源以外の空調機器)」に該当する部品のいずれも採用していない機器を通常品としてカウント
			-5	熱源以外の空調機器 (空調・換気設備用ファン)	台	環境物品等調達方針「別表4 高効率空調用機器(熱源以外の空調機器)」に該当する部品のいずれも採用していない機器を通常品としてカウント

※「通常品」欄は、特別品目の数量が0でも記入すること

特記仕様書記載例

(参 考) 特記仕様書記載例

(1) 設計業務段階 (基本事項)
(2) 設計業務段階 (特別品目等使用の検討)
(3) 設計業務段階 (チェックリストの作成)
(4) 施工段階 (特別品目の具体的品目を特記仕様書で指定する場合)
(5) 施工段階 (特定調達品目の具体的品目を特記仕様書で指定する場合)
(6) 施工段階 (特定調達品目のリストを特記仕様書で指定する場合)
(7) 施工段階 (調達推進品目の具体的品目を特記仕様書で指定する場合)
(8) 施工段階 (調達推進品目の定義を特記仕様書で指定する場合)
(9) 施工段階 (チェックリストの作成)
(10) 施工段階 (調達完了報告等)

(1) 設計業務段階（基本事項）

設計業務受託者は、本業務の実施に当たっては、その対象となる工事で使用する資材、建設機械、工法又は目的物については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）及び「東京都建設リサイクルガイドライン（島しょ地域版）」（平成23年東京都）に基づき都が作成した「平成29年度東京都島しょ地域における環境物品等調達方針（公共工事）」（以下「調達方針」という。）の規定に従い、本業務の趣旨や建設（設計）目的等を踏まえ、調達方針に定められた環境物品等の選択に努めなければならない。なお、調達方針に定めのない事項については、監督員の指示による。

(2) 設計業務段階（特別品目等使用の検討）

設計業務受託者は、本業務の実施に当たっては、調達方針の規定に従い、発注者の設計基準、材料使用規定、占用（使用）工事の場合は管理者条件等に照らし合わせて特別品目を使用することが可能かどうか精査を行い、使用が可能な場合は、特別品目を選択し、その旨を監督員に提案しなければならない。

また、発注者の設計基準、材料使用規定、占用（使用）工事の場合は管理者条件等に該当しない場合であっても、材料の使用部位、要求強度、性能及び品質、特別品目の生産・供給状況、製造場所から工事現場までの距離等を勘案して、特別品目が使用可能かどうか精査を行い、使用が可能な場合はその旨を監督員に提案しなければならない。

なお、監督員から特別品目、特定調達品目又は調達推進品目を使用するよう指示があった場合は、それを選択する。

(3) 設計業務段階（チェックリストの作成）

設計業務受託者は、本業務の実施に当たっては、特別品目、特定調達品目又は調達推進品目に関する精査の結果について、特別品目の場合は「（島しょ地域）環境物品等（特別品目）使用予定（実績）チェックリスト（平成29年度）」を、特定調達品目の場合は「環境物品等（特定調達品目）使用予定（実績）チェックリスト（平成29年度）」を、調達推進品目の場合は「環境物品等（調達推進品目）使用予定（実績）チェックリスト」を作成（チェックリストは都のホームページからダウンロードするなどして入手する。）して「リサイクル計画書」に添付の上監督員に提出し、確認を受けなければならない。

(4) 施工段階（特別品目の具体的品目を特記仕様書で指定する場合）

受注者は、本工事の施工に当たっては、以下の特別品目を使用すること。

- ア 特別品目名 ○○○○
- イ 使用部位 ○○○○
- ウ 製造（販売）場所 （公的機関の場合は、住所、名称を指定する）
- エ 連絡先 （公的機関の場合は、電話番号を記載する）

(5) 施工段階（特定調達品目の具体的品目を特記仕様書で指定する場合）

受注者は、本工事の施工に当たっては、以下の特定調達品目を使用すること。

- ア 特定調達品目名 ○○○○
- イ 使用部位 ○○○○

(6) 施工段階（特定調達品目のリストを特記仕様書で指定する場合）

受注者は、本工事の施工に当たっては、別添の特定調達品目のリスト（又は都のホームページに掲載されている調達方針によることとしてもよい。）と本工事で使用する資材、建設機械、工法又は目的物とを比較・精査し、材料の使用部位、要求強度、性能及び品質、特定調達品目の生産・供給状況、製造場所から工事現場までの距離等を勘案して、特定調達品目が使用可能な場合には、必要に応じて監督員の承諾を受けた上で、それを使用しなければならない。

(7) 施工段階（調達推進品目の具体的品目を特記仕様書で指定する場合）

受注者は、本工事の施工に当たっては、以下の調達推進品目を使用すること。

ア 調達推進品目名 ○○○○

イ 使用部位 ○○○○

(8) 施工段階（調達推進品目の定義を特記仕様書で指定する場合）

受注者は、別添の調達推進品目の定義に関する資料（又は都のホームページに掲載されている調達方針によることとしてもよい。）に該当する調達推進品目の使用を希望する場合は、当該調達推進品目の性能、使用の有効性、品質確保等について証明し、監督員の承諾を受けた上で、それを使用することができる。

(9) 施工段階（チェックリストの作成）

受注者は、本工事の施工に当たっては、特別品目、特定調達品目及び調達推進品目について品目ごとの「環境物品等使用予定（実績）チェックリスト」を作成（都のホームページからダウンロードするなどして入手する。）し、施工計画書に添付の上監督員に提出して確認を受けなければならない。

(10) 施工段階（調達完了報告等）

受注者は、本工事の施工に当たり、環境物品等の調達が完了したときは、使用した環境物品等の種類に応じて、特別品目の場合は「(島しょ地域) 環境物品等 (特別品目) 使用予定 (実績) チェックリスト(平成 29 年度)」を、特定調達品目の場合は「環境物品等 (特定調達品目) 使用予定 (実績) チェックリスト(平成 29 年度)」を、調達推進品目の場合は「環境物品等 (調達推進品目) 使用予定 (実績) チェックリスト」を監督員に提出しなければならない。

また、併せて、上記チェックリストの電子情報を格納した電子媒体を監督員に提出する。

さらに、工事完了検査に当たっては、提出した各種書類を検査員に提示し、環境物品等の使用状況等について説明しなければならない。

用語の定義

環境物品等	<p>環境物品等とは、グリーン購入法第2条に規定する物品又は役務をいい、以下のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>再生資源その他の環境への負荷（環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第1項に規定する環境への負荷をいう。以下同じ。）の低減に資する原材料又は部品。</p> <p>環境への負荷の低減に資する原材料又は部品を利用していること、使用に伴い排出される温室効果ガス等による環境への負荷が少ないこと、使用後にその全部又は一部の再使用又は再生利用がしやすいことにより廃棄物の発生を抑制することができることその他の事由により、環境への負荷の低減に資する製品。</p> <p>環境への負荷の低減に資する製品を用いて提供される等環境への負荷の低減に資する役務。</p>
環境影響物品等	<p>原材料の調達や製造に環境破壊を伴うもの、使用することにより環境に悪影響を与えるもの、エネルギーや資源を浪費するものなど</p>
調達可能な場合	<p>地域性</p> <p>島しょ地域で製造されており、在庫も注文生産も当該工事の工期内で十分対応可能な場合。</p> <p>仕様等</p> <p>当該工事で求める仕様、強度、品質、安全性等を満たす製品が当該工事の工期内に供給可能な場合。</p>
試験施工として	<p>試験施工の種類</p> <p>製造事業者が実施するもの 道路上工事等での使用を可能とするために、仕様、強度、品質、安全性、再掘削性その他の要因について製造事業者が実施するもの。</p> <p>研究機関が実施するもの 道路上工事等での使用を可能とするために、仕様、強度、品質、安全性、再掘削性その他の要因について製造事業者からの依頼を受けて研究機関が実施するもの。</p> <p>製造事業者以外の事業者が実施するもの 道路上工事等での使用を可能とするために、仕様、強度、品質、安全性、再掘削性その他の要因について製造事業者等が行う試験施工のほか、さらに広範にデータ収集等を行うため暫定的に一般事業者に試験施工を認めるもの。</p> <p>新材料・新工法取扱要領に伴い実施するもの 発注部局の新材料・新工法取扱要領に基づき採用されたものについて、当該発注部局が指定又は出先事務所の判断で出先事務所が試験施工を実施するもの。</p> <p>発注部局と関係事業者等との共同開発に伴い実施するもの 発注部局とその発注部局の実施事業に係る関係事業者とが環境配慮や再資源化等の技術の共同開発を行う場合に試験施工を実施するもの。</p> <p>試験施工の運用</p> <p>試験施工は、上記試験施工の種類に該当する品目について、当該関係機関が実施することが可能な場合に行うものとする。</p> <p>試験施工の適用範囲</p> <p>土木材料仕様書に掲載されているもの（参考材料は除く）、東京都道路占用工事要綱に適合するもの、既に一般材料扱いで使用されているものは原則使用とし、試験施工の対象とはしない。</p> <p>道路上工事等での使用を可能とするために、仕様、強度、品質、安全性、再掘削性その他の要因について検証する必要があるものは試験施工の対象とする。</p> <p>一般都民が通行、出入りする道路、河川、公園、建築物等においては、仕様、強度、品質、安全性、再掘削性その他の要因についての検証が十分にされていないものは、原則として試験施工の対象とする。ただし、製造事業者が事業関連施設等の敷地内で使用するものは全面的に使用できる。</p>
供給状況に地域格差があることに留意しつつ	<p>島しょ地域で調達が可能であること、都内で製造されていなくても市場にまかせて流通するものであればよい。</p>